

第十回国会 建設委員會 議 録 第二十九号

昭和二十六年五月三十一日(木曜日)

午後一時二十六分開議

出席委員

委員長 葉師神岩太郎君

理事内海 安吉君 理事田中 角榮君

理事村瀬 宣親君 理事前田榮之助君

理事 淺利 三朗君

宇田 恒君 小平 久雄君

瀬戸山三男君 内藤 隆君

西村 英一君 三池 信君

中島 茂喜君 福田 繁芳君

増田 運也君 池田 峯雄君

出席政府委員

建設事務官

(管理局長)

瀧江 操一君

委員外の出席者

参議院議員

岩沢 忠恭君

建設事務官(管

理局長) 高田 賢造君

衆議院法制局参

事(第二部長) 福原 忠男君

参議院法制局参

事(第三部長) 岡田 武彦君

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

五月三十一日

委員達澤寛君、上林山榮吉君及び高

田弥市君辭任につき、その補欠とし

て岡西明男君、柳澤義男君及び川端

佳夫君が議長の名で委員に選任さ

れた。

本日の会議に付した事件

土地收用法案(参議院提出、参法第

二三号)

土地收用法施行法案(参議院提出、

参法第二四号)

○内海委員長代理 これより会議を開

きます。

土地收用法案、参議院提出参法第二

三号及び土地收用法施行法案、参議院

提出参法第二四号を一括議題といたし

ます。前会に引続き質疑を継続いたし

ます。通告順に従ひまして質疑に入り

ます。西村英一君。

○西村(英)委員 私はきわめて簡単

な、卑近なことばかりを御質疑申し上

げますが、本法律案は、いわゆる私権

とその公益性の衝突によつて、その間

の調節をする法案である。しかし従

来の旧法によりますれば、国家権力が

非常に強かつたために、公益性がやや

もすると私権を非常に侵すというよう

なことのために、今回の法律案の改正

につきましても、特に私権の擁護に重

点を置いたといふことは、提案者も説

明いたしているところであり、私も

またこの点につきましても、旧法よ

り、現在の段階と世情をいたしまして

は十分私権を重んじなければならぬと

いうことにつきましても、提案者と同

様の感を抱いているのであります。し

かしこれをまた反面から見ますと、こ

の法律はとにかく公益性の保護であ

る。従ひまして私権と申しましては、

その実問題に当ります点は、いろいろ

の事項があるわけであり、私権を

を主張します場合に、ほんとうに收用

及び使用される人が生活権を失うとい

うような場合もあるし、また場合によ

りましては、土地の値段で折合いがつ

くかどうか、非常にべらぼうに私権の

濫用といひますか、私権をたてにべら

ぼうな値段でなければ折合いがつか

ぬ、またその他あまり事由のない、ほ

んとうに個人的な理由で反対するとい

うようないろいろの場合があります。

私権が尊重されるのはまことにけつこ

うであります、その結果によりまし

て、ややもすれば公益性が反対に非常

に阻害されるおそれがあるのではない

かと思ふのであります。現にその現わ

れが相当に起つていふことは私に思ふの

であります。それでこれはその間のうま

い調節をとるといふことでありますけ

れども、私権が非常に強力であり、濫

用されるということになりますと、非

常に公共性が阻害されて、公共性のあ

る仕事が行かぬ。またそれを解決

するためには、不当なる金銭によつ

て解決しなければならぬ場面が非常に

多しと思ふのであります。現にその

多いと思ふのであります。現にその

多いと思ふのであります。現にその

多いと思ふのであります。現にその

多いと思ふのであります。現にその

多いと思ふのであります。現にその

多いと思ふのであります。現にその

多いと思ふのであります。現にその

多いと思ふのであります。現にその

多いと思ふのであります。現にその

多いと思ふのであります。現にその

多いと思ふのであります。現にその

多いと思ふのであります。現にその

多いと思ふのであります。現にその

多いと思ふのであります。現にその

多いと思ふのであります。現にその

多いと思ふのであります。現にその

多いと思ふのであります。現にその

多いと思ふのであります。現にその

多いと思ふのであります。現にその

るか、そういうような点につきまし

て、どなたでもよろしいのですが、御

意見を承りたいと思ひます。

〔内海委員長代理退席、委員長着

席〕

○岩沢参議院議員 答えたいしま

す。この今度の新法が私権を擁護する

という建前はお説の通りであります。

そのために生ずる、公益性というもの

が侵害されはしないかということをは

るべきであります。が、收用委員会

に於ける前においては相当私権の主張

はいたすと思ひますが、しかしそのた

めに公益性を害せられるという場合に

おいては、やはり起業者はそこで初め

て收用委員会に提訴いたしまして裁定

を受けるという段取りになるのであり

ます。その場合においては、收用委員

会において従来のような官僚一点張り

ではなくて、やはり民間の委員も選定

して、ほんとうに公平な立場で公益性

も十分尊重するといふこともやつてお

ります。またその事前において調停

とか和解とかいふ方法を講じて、でき

る限り私権と公益性とを調和した上に

おいてすべてのことをやつて行こう、

こういうことだろと思ひます。また

今お話の、従来のこういうような旧法

による土地收用を建設省においてどの

くらい取扱つておるか申しますと、

平均年に大体三十件くらいのものであ

ります。それで私の見通しをいたしま

しては、従来はほとんど私権を束縛せ

ずというふうな考えで、審査会にかか

ればこれはまあいいやだけれどもし

やうがないといふので、泣寝入りにな

らなければならぬといふような感があ

つたために、割合に件数が少かつたの

じやないかと考へております。しか

しながら今度の新法におきましては、

相当被收用者側についての発言権を許

しておるような状態でありまして、

今後におきましては、この收用委員会

に提訴するといふ問題は従来よりも相

当ふえるのじやないか、こういうよう

に考へております。大体現在におきま

しては、三十件内外といふ今日までの

経過に相なつておるのであります。

○西村(英)委員 終戦後と戦前との著

しい件数の差はありませんか。

○岩沢参議院議員 大体同じでありま

すが、昭和二十二年では全体で七件

で、二十三年度は十九件で、それから

二十四年度は二十五件、二十六年度の

三月までは三十七件、新法が出なく

ても旧法では現在大体こういうような

状態になつております。二十四年、二

十五年、二十六年、こういうようにだ

んだんふえておる傾向は、実際の取扱

いとして新法と同じような取扱ひをや

つておるために、この被收用者側がで

きるだけ有利に解決するといふ考へか

ら件数はふえて来ておる、こういうよ

うに考へております。

○西村(英)委員 大体提案者の説明で

わかりました。私の心配いたします点

はそういうことであります。これは

收用法でもつて適正な判断をしてもら

うことによつて、ややもすると私は私

権を非常にやかましう言つと、公益性

第一類第十六号

建設委員會議録第二十九号

昭和二十六年五月三十一日

第一類第十六号

建設委員會議録第二十九号

昭和二十六年五月三十一日

第一類第十六号

の方は曲つて、それではということでは、又は使用することが出来る土地等の制限、こういう題目になつておる。これが非常に強ひつておるのじやないかと考えますが、実は第四條はやはり旧法にもありまして、いわゆる公共用に使用してゐる土地は、原則としてこれをまた再び収用することができないというようになっておるのでありますけれども、實際問題として、そういう土地でも公益上必要だということ往々にして起ることがある。たとへて申しますと、ここに大きな学校の敷地があつて、体操場がある。その体操場の付近に道路を新設するような場合において、この体操場の一部からなければ道路の設計とかあるいはその他の關係上非常にまずい。その場合において、ただ単に収用することができないということをお明記いたしますと、この道路というものが全然できない、そういうふうな場合においては、もしその町村の人が同意すればよろしいですけれども、頭として聞かないような場合においては、土地収用委員会におきまして、この公益性が大であるか、あるいは学校の使用としてこれだけはがまんすることができぬかでないかと、いり判断の上においてこの四條を適用する、こういうふうに私は考えております。

第二に私のお尋ねいたしたい点は、本法の第四條でありましたか、公益性の衝突の場合であります。これは先般も村瀬議員から尾瀬原の例を引いてちよつとお話がありましたが、私はこの公益性の衝突の場合、これは「特別の必要がなければ」というふうに入れてあるのですが、この特別の必要がなければというの、ただ単に字句だけの問題か、あるいはこれを實際に適用する場合においては、第四條以外一般が収用及び使用のやり方と違ふようなやり方をやるのか。そういう点について四條の運用は一体どうして行くのか、尾瀬原のごとき問題になれば行政の問題として許可可のことで解決するのだから、こういうふうな第四條に該当するような例はないのだと申しておりますが、實際例が今後たび／＼起るのじやないかと思ふのです。特別な必要がなければという、特別な必要はだれが判断し、どこでやるのか、特別な裁定の方法を考えておるのか、その点をお聞きしたい。

○岩沢参議院議員 第四條は「収用

し、又は使用することが出来る土地等の制限、こういう題目になつておる。これが非常に強ひつておるのじやないかと考えますが、実は第四條はやはり旧法にもありまして、いわゆる公共用に使用してゐる土地は、原則としてこれをまた再び収用することができないというようになっておるのでありますけれども、實際問題として、そういう土地でも公益上必要だということ往々にして起ることがある。たとへて申しますと、ここに大きな学校の敷地があつて、体操場がある。その体操場の付近に道路を新設するような場合において、この体操場の一部からなければ道路の設計とかあるいはその他の關係上非常にまずい。その場合において、ただ単に収用することができないということをお明記いたしますと、この道路というものが全然できない、そういうふうな場合においては、もしその町村の人が同意すればよろしいですけれども、頭として聞かないような場合においては、土地収用委員会におきまして、この公益性が大であるか、あるいは学校の使用としてこれだけはがまんすることができぬかでないかと、いり判断の上においてこの四條を適用する、こういうふうに私は考えております。

○西村(英)委員 この特別な必要がなければという判断は、収用委員会ではなくて、裁定をやる方が多いのじやないですか。

○岩沢参議院議員 それはお説の通りに、第一段階といたしましては、事業認定者の建設大臣あるいはまた一府県ならば府県知事がやる、こういうこと

になります。

○西村(英)委員 そうすると特別な必要がなければということとは、普通の公益性のないところの土地を収用、使用する場合と、實際問題はやり方として違ふのでしようか、違ふないのでしようか。そだその辺が、實際問題としてあまり違ひないのじやないですか。

○岩沢参議院議員 手続は同じでありますけれども、同じ公益性を持つておる土地を収用する場合においては、よほど慎重に考慮しなければならぬ。こういう精神があるものであります。従つてその場合においては、現在において取得してある公益性の方が強いから、あるいはまた新たにそういう事業に対する公益性が強いからということの比較判断によつてきまるべきものだろうと私は考えております。

○西村(英)委員 ちよつと逆に裏から聞きたいと思ひますが、それでは「土地等を収用し、又は使用することが出来る事業の用に供してゐる土地等は、特別の必要がなければ、収用し、又は使用することができない」とあります。が、この収用法の対象となる収用及び使用し得る土地というものは、公益性のある以外の土地は、どういうところが収用及び使用の対象になるのでしょうか。

という条項についてであります。この点につきましては昨日いろいろ御質問がありましたが、この第三條の第三十号の、住宅の、「五十戸以上の一団地の住宅経営」という点について、昨日の村瀬委員の御質問の意図は、その裏は、庶民住宅を建てるために土地収用をやるといふようなことはやむを得ないだろうと考えております。しかし「住宅地域内に」とあります。むしろこれは住宅地域内に庶民住宅をつくるというところではなく、庶民住宅はどういう土地につくるかわからないというものが多くの例ではないかと思ふのであります。住宅地域はきめてあるところもあるし、きめてないところもある、しかし庶民住宅は至るところにあるわけでありまして、従ひまして、国または公共団体が庶民住宅をつくるという必要のために収用しもしくは使用する場合

には、住宅地域内でもなくともいいやないか。もつと厳密に言いますと、工場地域及び商業地域を除いたその他の土地でもいいのではないかと、いうような気がいたすのであります。住宅地域のみでなければいけないという理由が私にはわからないのであります。その点を伺ひます。

○岩沢参議院議員 そういう御質問もつともと思ひますけれども、しかし現在におきましては、都市計画なりあるいは建築基準法によつて住宅居住用地というものを指定いたしておるのでございまして、これを全然わくをはさずして、どこでもかしこでもいいのじやないかという西村さんのお話の通りになりますと、農地その他に非常に迷惑を生ずるというふうなことになるの

で、一応は法令によつて住宅居住用地というものの地域を設定いたしますれば、大体その土地の所有者は、もしここに住宅をつくる場合には必ずるか、あるいは必ずなければ庶民住宅の用地として収用法を適用されるというふうなことになると思ひますので、従つて、事前に住宅居住用地というものを指定しておくということが必要じやないか、こういう意味において、この基準法にのつとりまして住宅居住地域内ということに限定をいたしたのであります。

○西村(英)委員 大体了承いたしました。次に三十二号にかかわる問題ですが、都市計画法におきましてはいろいろと収用及び使用の場合を規定してあるのです。しかしこの第三條には、都市計画法に基づく云々というふうな、都市計画法に基く収用及び使用のことは何も言つていなくて、三十二号にこれが変形されて出ておるようになつておるが、實際都市計画の区画整理であるとか、あるいはその他の問題について収用するといふ場合を、特に都市計画法というものを列挙いたさなかつたのはどういう理由でございましょうか。この点をお聞きしたいと思ひます。

○岩沢参議院議員 御説もつともですが、都市計画法ですでに土地を収用し得るような特別な条件を具備しておる場合において明示することはいらぬわけでありまして、

○西村(英)委員 他の事項についてもそういうふうに例示してあるものがあります。たとへば放送法でも収用及び使用することができるようになつておりますが、特に都市計画法と違ひわ

で終りましたが、先日村瀬委員も質問いたしましたし、また私もいたしました土地利用調整委員会でございます。これは昨日も申しましたような理由によりまして、あま里私は意見を聞く必要がないように見受けられますが、これは調整委員会の意見を聞いて――調

整委員会が最後の決定機関であるといふことならまだ意義がありますが、そうでなくて官側の意見を聞いてやることは、決定権がどこにあるかという点につきまして非常に疑義を持つ問題であります。これらの点につきまして、もう少しお考えがなかつたかどうかと私は思つております。この点につきましてお考えがおりますればお聞きしたいと思ひます。

○岩沢参議院議員 土地調整委員会の問題につきまして、起案の当時から突見の問題がありまして、西村さんの御意見の通り、これはほとんどわれ／＼といひたしましてはならないのではないかと、いろいろな考えを持つておつたのであります。土地調整委員会の非常なる要望によりまして遂に実のないような、ただ諸問題としてこれを利用するといふような程度にとどめておつたのであります。現在におきましては、そういうようなきさつもありまして、この土地収用法を実施したあかつきにおきまして、いかにこの土地調整委員の働きが妥当であるか、あるいはまた全然意味をなさないかというような実績に徴しまして、今後適当な方法を講じたいと思つております。

○池田(肇)委員 講和をやつてからアメリカが日本に一定期間、あるいは無期限かもしませんが、進駐する。そしてこれに対して基地に使用する権限をアメリカ軍に与える、こういうような問題があります。あるいは基地を新しく設けることに對しても権限を与えようとなるかと思ひます。こういう場合の土地収用法は、この法律の権限外になりますかどうか、それをお伺ひいたします。

○岩沢参議院議員 今回のこの新土地収用法におきまして収用する対象といひましては、第三条に明記してある範囲内にとどまると思ひます。従つて今お説のような、アメリカの進駐軍が必要を生じたような場合は、この土地収用法にかけることはできないと思ひます。

○池田(肇)委員 それはおかしいと思ひます。日本は講和して独立国になるはずなんです。基地を提供する場合に、当然日本国の責任において基地をつくつて、これをアメリカの兵隊さんに貸す、こういうことになるのではないかと、そのうちである。そういう場合に当然「国が設置する航空保安施設」とかなんとかいふ事項を適用されることになるのではないかと思ひます。日本人に非常に利害關係の多い問題につきまして、国内法を適用できない、こういうことになりまして、講和を結んでも、依然として講和を結ばないときと同じことになるのですが、この点は非常に重大な問題だと思ひますから、政府の側からも答弁を望みます。

○岩沢参議院議員 先ほど御答弁しましたのは、進駐軍自体がそういう軍事基地を貸しがる場合に発動するときに、おいては、当然収用法にかけることはできない、こういう意味において申し上げたことである。池田さんの今の御質問のように、講和をして、そして本日の治安を守るためにアメリカの軍隊を進駐させなければならぬ。従つて國の方針として國が土地を提供するといふような場合をおさしになるのだらうと思ひますが、その場合、やはり國の事業として、予算に伴うてものをとくる場合においては、この第三条の

中の、たとえば第十二号に指定してある「國が設置する航空保安施設」といふようなものもありますから、従つてこの収用法は適用できる、こういうふうにお考へております。

○池田(肇)委員 その点政府の出席された方からお伺ひしたいと思つたのですが、講和後という問題はどういうことになるといふ見通しなんでしょうか。たとえばアメリカの兵隊さんが講和後の日本において飛行場をつくる場合に、日本の國が飛行場をつくる場合に、日本人に貸すことになるのですか、それともこれだけの区域はアメリカの兵隊さんに貸す、その区域内における建設はアメリカの兵隊さんが独自にどん／＼やつて行く、こういうことになるのですか、その辺の見通しをお伺ひしたい。これはな／＼重要な問題です。

○藥師神委員 それは池田君、建設委員会の権限の範囲ではないと思つたのですが、。○池田(肇)委員 そういうことになりまして、この問題はそういうことと非常に關係が深いのですから、そういうことに通達してある政府委員の出席を要求して、その人からとくお伺ひするといふことを許されませう。○藥師神委員 それは結びつけられ、何でも結びつかぬようなことはなければ、結局これは常識の上に立つてやるより方法がないんじゃないかといふのです。○池田(肇)委員 委員長は常識上どういふふうにお考へておりますか。○藥師神委員 私はそういう問題は建設委員会で論議すべき問題ではないと思ひます。

○池田(肇)委員 しかし国内法として土地の収用一般に關する法律をつくらうとする場合、講和後というた軍事施設に土地が収用されることは予想されるわけでありまして、この問題について土地収用法が適用されるかされないか、これは當委員会として當然慎重に考慮しなければならぬ問題だと常識上考へられるべきだと思ひます。

○藥師神委員 それは答弁があつたはずですね。岩沢さんから、つまりこちらで日本政府が買収して施設をするという場合には、これは適用されるのだ、こういう説明があつたはずですね。○池田(肇)委員 講和後すべて独立国になるのでありますから、アメリカ軍が日本において、そのアメリカ軍のための土地を収用する場合においては、すべて國がやるんだというふうにはつきりしておれば問題はないけれども、講和後一体どういふことになりますか。やはりアメリカの方に一切まかせて工事でもやらせるようになるとすれば、なか／＼重大な問題になつて来ると思ふ。その点を伺つておるのです。

○藥師神委員 私は別段池田君の御意見を押さへようという意思はさらになんだけれども、どうもこの委員会から遊離したように私は考へる。どこか場所をおかえになつてやつたらいいのではないか。○池田(肇)委員 委員長としてはそういうことはあまり関心がないようですが、その点疑問は疑問として残しておきます。次の問題ですが、第五章の第五十二条で、収用委員会の委員は知事が議会の同意を得て任命することになつてお

ります。しかしながら任期が満了あるいは欠員を生じた場合は、都道府県の議会の同意を得ることなしに都道府県知事が任命することができるようになつております。これはどういふ特別の規定を設けることなしに、やはり「都道府県の議会の同意を得て」といふところが力を入れまして、例外を設けない方が、むしろ収用委員会の委員を公正に選出する意味においてよろしいのではないかと、いふに考へるのではありません。都道府県を招集するのは必ずしも困難ではない。どういふ場合でも臨時にこれを招集することができず、意図において、第五十二条の四項は削除した方がよろしいのではないかと、いふに考へるのではありませんが、その点いかがお考へになつておりますか。

○岩沢参議院議員 この四項の条文は、ほかの法律でも常に引用してゐる問題でありまして、實際問題といひまして、開会してゐる間に欠員を生じた場合、またこの収用というものが起つた場合におきましては、ただちに都道府県会の承認を得ることができず、けれども、議会の開会中において事件が発生した場合に、わざ／＼委員の任命につきまして招集するといふことはいかがかと存じますので、そういう場合には一応第四項を準用いたしまして、今回の議会の開会のときに承認を得るということは、ほかの一般の法律でもやつておるので、これを適用した方がかえつて経済的になり、あるいは手続において非常に簡便に行つておるのではないかと、いふに考へております。

○池田(肇)委員 収用委員会は何人以

上の欠員が生じた場合には開けなくならぬ。

○岩沢参議院議員 第六十条の二項で、三人以上出席すればやる事ができるようなつております。

○池田(鑑)委員 そういたしますと、三人以上出席すれば委員会を開けるのでありますから、一人や二人の欠員は次の議会で送りまして、委員会が機能する上には問題はないと思ふ。それから任期は三年でありますから、これを全部都道府県会にかけて改選するという場合には、三年に一ぺんしかこういふことはないはずで、従いましても都道府県の議会の開会を待つて収用委員会委員の欠員を補充しない限りは、重大な支障を生ずるといふことは考えられないのであります。その方の支障よりも、むしろ県知事が都道府県議会の同意を得ることが困難なので、議会が開会してないときに自分の腹心の者を任命する。そうしてその間に収用委員会を開催して決定してしまふ。同意を得るのは収用委員会の決定後の都道府県議会において承認を得ればよろしい。その場合に同意を得られなければ罷免されてしまふ。ところが、もう収用委員会決定してしまつたのだから、それで所期の目的は達してしまつたといふことも考えられる。こういう弊害の方がむしろ大きいのではないか考えられますので、これは当然削除すべきであると思ひますが、いかがですか。

○岩沢参議院議員 五十二条におきまして、収用委員会は組織として七人をもつて構成することに相なつております。この収用委員会の構成を常に完備するといふことが一番必要であらう

と思ふのです。従つて委員の欠員の場合におきまして、県議会がないような場合は、四項を適用しなければならぬ。しかし知事がかりに休会中に任命いたしましたも、第五項が働きます。もし議院が承認しない場合には、委員としての資格は消滅するといふことになるのであります。必ずしも四項そのものがすぐ委員の資格を承認することには相ならぬと思ひます。

○池田(鑑)委員 収用委員会が決定裁決をいたしました場合に、その裁決はやはり有効なんですか。

○岩沢参議院議員 有効です。

○池田(鑑)委員 都道府県の議会で承認を得られず、その委員並びに予備委員を罷免しなければならぬという事態になつたにもかかわらず、その二日か三日前に裁決をした、その裁決が有効だといふことは、矛盾もはなはだしと思ふのであります。でありますから、そういう意味で罷免されたならば、当然それ以前にした裁決も無効であるべきだと考えられるのであります。従いましても四項は削除すべきだと私は考へておるのであります。

○池田(鑑)委員 第五十二条第四項、第五項を設けましたゆゑは、そういう急急の処置の場合に必要だといふこととで設けたのであります。急急の処置をとつておきながら、あとでその委員の資格を失はせ、委員会の決定は事後において無効だといふことであらば、急急の処置に対する目的を達成するといふことは意味のないことであらう。さうなことであればその際あつて委員会を開く必要もない、事後の場合に、開会のときに承認すること

にならうと考へております。

○池田(鑑)委員 論争になりますからこのくらいでやめておきます。とにかくその後において都道府県議会の承認が得られなくて罷免された。罷免されるからには悪いから罷免されたに違ひない。その者が臨時雇の場合にはその決定は有効だ、こういうばかな話は一概を納得させるには困難なことと思ふのであります。

次に第六十二条であります。「収用委員会の審理は、公開しなければならぬ。但し、収用委員会は、審理の公正が害される虞があるときその他公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。」これは一体だれが認めるのですか。「公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。」従つて公開をしなければならぬという原則はこれで大幅に削られてしまふ。だから名目だけになつてしまふ。「公開しなければならぬ」とうたつておきながら、この但書ではこれをくつがへしてしまつておると理解してさしつかえないでしようか。

○岩沢参議院議員 第六十二条の「公開しなければならぬ。」というの、今度の土地収用法における改正の一つの大きなポイントでありまして、あくまでも公開主義でやらねばならぬといふ私は考へておるのです。しかしながら池田さんのお話になつた通りに、常に但書を準用して、公開といふのが半頭狗肉では、おそろしく非公開になるおそれが多分にあるじやないかといふお考えでありますけれども、これは収用委員会の委員長が認定するのであります。その場合において、公益上必要があるときには公開しないといふよ

うなことは非常にまれな場合だと私は考へておるのであります。むやみに非公開というようなことは、今度の新土地収用法の精神に非常にもどるものであります。あくまでも公開主義で終始したい、こういうふうに考へております。

○池田(鑑)委員 それから第六十四条の三項に、「会長は、収用委員会の公正な審理の進行を妨げる者に対しては、退場を命ずることが出来る。」とあり、また二項には、「会長は、起業者、土地所有者及び関係人が述べる意見、申立、審問その他の行為が既に述べた意見又は申立と重複するとき、裁決の申請に係る事件と関係がない事項にわたるときその他相当でない認めるときは、これを制限することが出来る。」とありますが、こういうことは民主的な運営ではないと思ふ。なぜそういう事件が起るかといへば、収用委員会に上程される問題が、たとえば小貝川つかかえ工事のような非常に複雑な、そして政府が一方的に計画をつくつて、これを住民に押しつけるような場合に、この審理が非常に困難になつて来るわけですから。現に小貝川の場合におきましては、建設省の役人が来るならば、くわをもつてやつつけてしまふ、こういうような氣勢を上げて、これは何も共産党が上げておるのじやない。自由党に所属する町長さんが先頭に立つて、町民大会を用いて、この布川町を防御するためには、われわれ最後の血潮の一滴まで闘うと言つておる。こういうわけで問題が非常に複雑だ。その複雑な審理をやるのであります。それを公正な審理の運営を妨げる者に対しては退場を命ずることが

できるという規定を置きますと、一方的な意見を押しつける結果になるのではないか。その他、相当でない認めるときはその発言まで押さえることができる、こういうことになると、収用委員会の審理裁決が公平を欠くような結果になるのではないかと考へます。いかがでございますでしょうか。

○岩沢参議院議員 この二項、三項は、要するに土地収用委員会の運用上整理をいたしまして、できるだけ時間を節約するといふ趣旨も多分に含んでおるのであります。重複したことを申し立てるとか、あるいはまた全然事件に關係のない事項があるような場合に於いては、委員長としては当然その事件処理の過程におきまして、多少の制限をするこれはいづれの委員会におきましても、こういうたような係争事件については起り得ることと思ひまして、ただこれはほかの法律においてやり得るようなことを例記いたしてあるもので、われわれもいたしましては、今度の新土地収用法におきましては関係者ができるだけ自分の意見を土地収用委員会へ出て述べ合つて、そうしてできるだけ早く短時に妥協点に到達させることが望ましいことであるから、こういう点は妨害をするとか、あるいはまた同じことを繰返すとかいふことで、いたずらに時間をかけることは望ましくないもので、この二項、三項ができてゐる次第であります。

○池田(鑑)委員 第六十六條に「収用委員会の裁決及び決定の会議は、公開しない。」といふ規定がございます。議院や裁判所などにおいても裁決あるいは決定の会議は公開しないといふことはないでございます。なぜ一体こ

ういう決定の会議を公開しないのでし
よう。これは当然公開でやつて、最後
まで収用委員会の決定が正しい決定で
あり、どこへ出しても俯仰天地に恥じ
ず、これを内外に問うても正しいとい
う自信をもつて決定をするに違ひな
い。であるからには、この決定は当然
公開するのがほんとうで、公開しない
のがおかしい。これは一体どうい
うので公開をしないというようにいたし
たのでしょうか。

○岩沢参議院議員 これは裁判所にお
きまして、裁判の場合においては非
公開でいたします。収用委員会にお
いては事前に関係者の意見を聴取するこ
となしに、一方的に収用委員会が審議
して、それを非公開で押しつける
ということはなく、被収用者の意見を
十分尊重し、また関係者の意見を十分
徴した上で、納得行くだけの判定の資
料を得た上において裁判をするのであ
りますから、あらためてこれを公開し
て、委員会の内部の裁判の際の甲論乙
駁までも公開することはいいと思うの
であります。

○池田(善)委員 その問題もいろいろ
な問題が残されていると思うのです
が、次に移つて七十二条ですが、「収
用する土地に対しては、近傍地の取
引価格等を考慮して、相当な価格をも
つて補償しなければならない」とあり
ますが、収用する土地の中で農地の場
合は近傍地の取引価格というような
ものは公には存在しないのでありま
す。従つて農地に対してはどういう点
を基準として求めるのか伺いたい。
(委員長退席、内海委員長代理連清
席)
○越江政府委員 ただいま御質問にな

りましたように、農地の価格につきま
しては、お話の通り必ずしも取引価格
と申しますか、市場価格と申します
か、そういうたようなものはないと思
いません。従いましては従前の方法とい
たしましては、現在でもやつていいと
思いますが、昨年の二月末で貸賃価格
の四十八倍という一応の法定価格を基
準として算定するという方法をとつて
おつたのであります。しかしこれはそ
ういう法定価格の制度がありまして場
合、あるいは取引市場が非常に制限さ
れておつた場合として考えているわけ
であります。しかし今後におきまして
やはり農地の取引価格というものもあ
る程度出てくる場合があると思いま
すし、またかりになつた場合におきま
しては、先ほど申し上げましたよう
な、一応の法定価格を基準として価格
等を算出してきめて行くという手段を
とるよりほか方法はないと存じてお
ります。もつともこれは農地の地価と
いう問題だけでは、農地の取引価格と
いうものは解決されず、それ以外に離
作料といつたような問題が当然付随し
て参ります。これらにつきましては、

ごらんになりますとおわかり願えら
れども、八十八条だつたと思いま
すが、離作料その他の補償をなし得る
道を開いておられますので、こうしたこ
とによつて農地の収用に対する補償の
道を十分活用して行きたいというふう
に考えている次第であります。

○池田(善)委員 とにかく資本主義社
会においては土地といふものは価格
がある。ところが政府のきめた貸賃
格の四十八倍といふのは、農地改革当
時、日本から侵略主義の基礎となつた
地主制度をなくするといふ法令が出ま

して、その法令のために地主は實際不
満足だけれども、貸賃価格の四十八倍
という値段で国家に売却しなければなら
ないような状態になつたのです。従
つて資本主義社会において当然起つて
来る土地の価格といふものと大分違
うではないか。地方税法においてもこ
の貸賃価格の四十八倍にさらに二十
五・五倍をかけたもので、固定資産税の
徴収をしていくわけでありまして。こ
れはおそらく一千倍になつていくはずで
あります。ですから、貸賃価格の四十
八倍といふと、農地をとられる者は非
常に安い値段である。離作料の方で多
少考慮してくれるといふことはありま
しうけれども、一体土地の価格はど
うするのか、特に農地の価格はど
うなのか、当然この法律において農地につ
いては貸賃価格の何倍であるのだとい
うことを明記すべきだと思ふのであり
ますが、これが明記されていない。そ
の理由はどこにあるか伺いたい。

○越江政府委員 農地の価格につ
きましては、御説のようにでき得べくんば
これは一つの価格の基準となるものを設
定したいといふことは一応考えていた
のであります。現在の状況において
もある程度農地の取引が全然ないとい
うわけではございません。そういうた
ような場合にはそれのみによるとい
うわけではございませんが、一応それを
参考してきめる場合も考えられるわけ
でありますし、なおこの表現をいたし
ましては、農地だけの問題ではなく、
宅地その他のこともあわせて考えてお
りますので、彼此あわせ考えまして、
取引価格等を考慮して相当な価格とい
うことになつていくのであります。

○池田(善)委員 そういたしますと、
貸賃価格の何十倍といふようなこと
なく、とにかく公には認められてお
らぬけれども、実際には農地のやみ売り
といふような問題もある。そういう農
地のやみ売りの取引価格を考慮してき
めるのだといふように了解してよろし
うございませうか。

○岩沢参議院議員 やみ売りという言
葉はちよつと困るのですが、実例を申
し上げてみますと、今も局長がお話に
なりましたようなことで、現実にはそ
の付近において売買の実績があればそれ
を基準にするといふようなことにな
つておりますけれども、現在の土地
収用法におきましては、こういう調停
とか何とかいふことはありませんけ
れども、実際に土地を買収する場合にお
いては、お互いに起業者側と被収用者側
とからその委員を出しまして、そして
その家屋の移転費は、わが家はどのく
らい、トタン張りのものはどうか、
あるいは瓦葺きのものはどうかの
ものであるとか、あるいは農地はどの
くらい価格が適正であるとかいふよ
うなことを、一応付近の実例なり、あ
るいはいろいろな事情を参考して大体
価格をきめて、それで被収用者が納得
する、また収用者が納得するといふよ
うな価格をもつてすべて進行してお
るような状態でありまして、今後にお
きまして、やはりそういうたことにお
いてお互いに協調して収用を進める
ことにならうと思ひます。そこで
今池田さんのお話のような御心配は、
相当調停の段階において含まれて解決
するのではないかと考えております。

○池田(善)委員 調停の場合を引用さ
れましたけれども、とにかくお役人さ
んがやる仕事なのです。お役人さん
といふのは、やみ価格などというものは
問題にしないのです。特にこれは裁判
所へ持つて行くところなんです。裁判
所ではやみ価格が何倍だからといつた
つて、全然取上げてくれません。そう
いうわけで、とにかく土地収用法とい
うものが私有財産を保護するといふ建
前からつくられたとするならば、農民に
とつて命にもかかるといふ農地を収用す
る場合、その農地の価格の基準とい
うものがこの法律の中で多少なりとも明
確にされておらないとすると、農民は
非常に不安を持つことになるのであ
りますから、当然ここでは農民に対して
農地を収用する場合に、その収用に對
してはこういう基準なんだといふこと
を明言してもらいたいと思ひます。

さらにまた七十三条の中でも、土地
の使用の損失補償といふのがありま
す。この場合の小作料といふような問
題もあると思ふのです。この小作料と
いふのも、今の小作料は非常に安い小
作料です。そういう場合、今度は小作
料の方は一体どの程度にきめるのか、
これも相当な価格を持つていくとい
うことになる、この安い小作料を不
当に高く買収することもできるのでは
ないか、従つて地主に対しては非常に
不利な決定をやり、小作人の方から収
用する場合にただ同様に使用権を接収
してしまふ、いろいろ不公平な問題が
出て来るのです。従つて土地を借りて
いる者に対しては一体どうするか、貸
している者に対しては一体どうする
か、それから自作しておる者に対して
は一体どうするか、このところを明

了いたしましたけれども、とにかくお役人さ
んがやる仕事なのです。お役人さん
といふのは、やみ価格などというものは
問題にしないのです。特にこれは裁判
所へ持つて行くところなんです。裁判
所ではやみ価格が何倍だからといつた
つて、全然取上げてくれません。そう
いうわけで、とにかく土地収用法とい
うものが私有財産を保護するといふ建
前からつくられたとするならば、農民に
とつて命にもかかるといふ農地を収用す
る場合、その農地の価格の基準とい
うものがこの法律の中で多少なりとも明
確にされておらないとすると、農民は
非常に不安を持つことになるのであ
りますから、当然ここでは農民に対して
農地を収用する場合に、その収用に對
してはこういう基準なんだといふこと
を明言してもらいたいと思ひます。

確にしたいだきたいと思うのであります。提案者の御説明をお願いいたします。

○岩沢参議院議員 今の池田さんの、農地の買収価格をこの際規定した方がよいのだというお話であります。一応ごもつともありますけれども、かえつてそのために苦しくなるのではないかと私は考えておりますので、土地を収用する場合においては、かえつて運用においてやつた方が妙味があるのではないかと、こう考えております。実際にこの場合、やはりそういう運用の妙を發揮しまして、お互いに納得した価格によつてこれを運賃してやるのでありますから、今はつきり価格というものを土地収用法でうたうことはいかかかと考えておるのであります。

○池田(鑒)委員 運用の妙ということ言われましてけれども、さらに運用の妙を發揮させる意味においても、最低これ以下に下つてはならないというものを法律で規定しても、何ら運用の妙を妨げるものではないと思う。ですから最低をきめていただきたい。

○岩沢参議院議員 そのために案文におきまして、「近傍農地の取引価格」とかいうようなことを一応例示的に出しておるので、それをいかに運用するかというところは、調停委員なりあるいは審査委員会のメンバーによつてこれを考慮する、こういうふうに私は考えております。

○池田(鑒)委員 その点も大分問題があると思ひます。

その次に進みたいと思ひますが、第八十二条の三項で、「土地所有者又は関係人が土地を指定しないで、又は

起業者の所有に属しない土地を指定して第一項の規定による要求をした場合において、収用委員会、その要求が相当であると認めるときは、起業者に對して替地の提供を勧告することができ

る。」「このようにすることになつております。そこで、起業者の所有に属しない土地を指定して、あの土地と取りかえたい、こういう要求をした場合に、替地の提供を勧告することができ、このようにすることになつております。従つて関係人を甲とし、それから起業者を乙とした場合に、甲は乙に對して全然関係のない丙の土地を替地として要求することができ、それではあります。しかし、この丙の人はいかなる方法によつてその損失を補償してもらふことができるのでありますか、この点をお伺いしたい。

○岩沢参議院議員 その場合において、もし丙が替地のことを承諾すれば、普通の土地売買法によつてこれを処理する、こういうことになつております。

○池田(鑒)委員 承諾しない場合にはどうにもしようがないということになるのであります。

○岩沢参議院議員 そういうことで、○池田(鑒)委員 それから第八章の第一節の調停の問題ですが、その調停は起業者の方からだけ提起することができ

るものであります。関係人の方から、あるいは土地所有者の方から提起することができないようになつておりますが、これはどういふわけですか。○岩沢参議院議員 この百八条の本文の末項にあります通りに、「土地所有者及び関係人の同意を得て」調停をする

るのであつて、一方的にこれをやるのではないのであります。

○池田(鑒)委員 土地所有者及び関係人が、その起業者の同意のあるなしにかかわらずに調停を提起することのできる道も開いた方が、場合によつては関係人に有利な道が出て来るのではないかと考えるのであります。そういう場合は予想されないのであります。

○岩沢参議院議員 調停でありますから、やはり一方的に調停するということとは、結果においては非常にまずいものになるのではないかと私は考えております。従つてこの調停の場合においては、双方から十分なる意見を申し立てて、円満なる妥結に持つて行くというのが一つの方法ではないかと思ひます。

○池田(鑒)委員 ですから、土地所有者あるいは起業者の方で調停を提起しないといふのは、起業者の方で調停を提起しないといふ場合に、起業者の方ではもう調停は必要ないと考えておられます。土地所有者や関係人の方でむしろ調停をやつてもらいたい、こういう要請がある場合も予想されるのではないかと思ひますが、そういう場合の道も当然開いておくべきではないかと思ひます。

○岩沢参議院議員 起業者の方から提起は認め、こういう場合には、起業者は必ずこの調停に出でなければならぬ、こういうふうにしておいた方が、やはり双方公平になるのではないかと思ひますが、どうですか。○岩沢参議院議員 この調停という趣旨から考えますと、今本文に書いていないから、関係人の方からこれでは調

停の提起はできないではないかというお説であります。實際の問題としてわれ／＼今度の法におきましては、第一段階として調停をしてもいいといふ趣旨でありますから、やはりそういうような場合におきましては、内部的の話し合いにおきまして、起業者の方でもし調停の考えがなくても、関係人の方から起業者の方に申し出て、ここで収用委員会の方に持ち出す前に、調停をしてお互いに円満に解決しようじやないかという話し合いで、調停委員会が成立するのだらうと私は考えております。

○池田(鑒)委員 その次に問題になつて来るのは、百二十九条で「都道府県知事がした事業の認定に對して利害關係を有する者が当該事業の認定について不服があるときは、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から二週間以内に建設大臣に訴願すること」であります。次に今度は百三十二条で、建設大臣に對する場合であります。その場合には「建設大臣の違法の裁決の取消又は変更を求める訴は、このようにふうになつております。しかしながら建設大臣の認定にもあやまちがないとは限りません。建設大臣の認定に不服がないといふ限りません。たとえば先ほど申しました小貝川の工事のようなものであります。これは建設省が直接でやつておるはずで、ところがこの国の事業は何せんか計画が変更され、地元民が反対すると次の計画、反対するとまた次の計画、こうして一番弱いものが最後の案を押しつけられる、こういうことで建設大臣のやるべきことが必ずしも正しいといふことにはならない。従つて「建設大臣の裁決の取消又は変更を求める訴は、このようにふうになつて、この「違法の」といふのはとるべきなです。建設大臣の違法の裁決、違法でない場合はだめです。そうじやなくて、「建設大臣の裁決の取消又は変更を求める訴は」として「違法の」の三字を当然とるべきだと思ひます。その方がやはり民主的だと思ひますが、この点いかがでありますか。

○池田(鑒)委員 私どもの考えておりますことは、建設大臣の事業認定、その他の処分に対して不服を申し立てる、こういう場合におきましては行政事件特別法という規定が一般的にございまして、これを活用いたしまして、その道において解決してもらいたいと思ひます。

○池田(鑒)委員 その場合は、たとえば事業の計画や、その遂行の過程がどうしても地元として納得行かないからそれについてと慎重に考えてもらいたい。そしてその計画を他に變更してもらいたいといふようなことにはあてはまらないでしよう。ですから、たとえば小貝川つけかえ工事の問題で、第一案、第二案、第三案といふものがある。第一案も第二案も地元の猛烈な反対でだめになつて、最後の建設省の案は、これはいよいよゆる建設大臣がたいへんほらを吹いておられます。小貝川と利根川との併流、背割堤と申しましたら、そういうやり方、布川の町民はこれに對しては町が大半つふされるから困る、こう言つておられます。こういう布川の背割堤の計画を建設大臣が認定した場合に、布川の町民はその計画に對して不服を申し立てることも、あ

るいは取消し、または変更を求めることもできないことになるのであります。が、この点をどこで救済いたしますか。

○ 蕨江政府委員　行政事件特例法の適用といたしましては、これは一般の原則に従ひまして、やはりそうした違法の処分に対してだけ手続を許す、こういうことになつておるのであります。これは行政事件特例法の適用ということとを考へる以上は、そういう方法をとるほかにしようがない、かように存じております。

○池田(肇)委員　ですから、この行政事件特例法では憲法の場合にやれるののから、百三十二条では「建設大臣の裁決の取消又は変更を」というふうに、「憲法」という三字をとつた方がよろしいのではないか、こういうふうに私は考えておるわけです。

○濫江政府委員 「建設大臣の憲法の裁決の取消又は変更を求める訴へ、これどもやはり裁判所の取扱ひになるわけでありまして、裁判上の基本原則から申しまして、やはり憲法の法律が適用しておるか、違反であるか、こういう問題に限定するのは、これは当然ではないかというふうに考えております。

○池田(憲)委員 わかりました。そう
いたしますと百三十二条はこの通りに
いたしまして、やはり百二十九条と同
じように、都道府県知事及び建設大臣
がした事業の認定に対して、不服を申
し出る人間が建設大臣になつておりま
すから、建設大臣がした事業の認定に
對しては、何か別の機関に訴願する道
が開かれねばなりません。建設大臣の
方は相当権限を持つてやれることにな
るのでありますが、この訴願の道は国

の事業の場合には開かれておらないのですか、この点どういふふうになつておりますか。

○藏江政府委員 事業認定は御承知のごとく、御説明申し上げたと思います。が、やはり一つのこれは行政処分でありまして、その最終的な責任はやはり國務大臣が持つ、これはいたし方がないことであり、当然であると思いません。しからばそれに対する救済方法、これは今の行政制度、あるいは司法制度の上から行きまして裁判機關が収縮する、こういう方法に持つて行かれるこ

〇池田(善)委員　そういたしますと、
 また百三十二条の「渾法の」というの
 はとつた方が民主的だというふうに考
 えるのであります。どうしてもこここの
 ところは納得行きません。
 それから百三十七条で、今度は職務

上の秘密というのがありますね。土地収用法に関する限り、職務上の秘密というのは国家の重大なる機密ということにはあまりならないと思うのでありまして、収用委員会の委員が職務上知り得た秘密を他に漏らしてもいいと思う。私は漏らした方がむしろ収用委員会というものの委員が公衆の利益を代

表してやつたものであるかどうかということがはつきりすると思うのです。やはり収用委員会というのはガラス張りの中でやらなければならないのでありまして、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならぬということになりますと、何でも第三者に対して発表することができなくなつてしまふ。収用委員会というものの秘密主義をますます助長するような結果になる。ですから「職務上知り得た秘密を漏らしては

ならない。」これはしかも霸則がありま
す。こういうことはよした方がよろし
いと思うのです。これはどういふわけ
ですか。

○岩沢参議院議員　これは行政を行う場合においては、常に公務員はこういつた束縛を受けておるのであります。従つて収用委員会も一つの行政のものを取扱つておる關係上、こういう条項を置いたわけでございます。

○池田(肇)委員 収用委員会の委員に
対して、職務上知り得た秘密を漏らし
てはならないということをここに別に
つくらなくても、ほかに何か規制する
法律はありませんか。

○岩沢参議院議員 この職務上知り得た秘密を漏らしてはならないということは、国家公務員法に規定してあるのではありませんが、この收用委員の方々は結局地方の特別公務員として取扱つておる關係上、これを準用しただけであります。

○池田(善)委員 われ／＼国会議員も特別職ですが、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならぬというようなことと縛られておりませんね。それと同じように收用委員会の委員も、何もういうことに縛られるわけではないと思うのですが、その点はどうですか。

○濫江政府委員　ただいま提案者から御説明申し上げましたように、收用委員會の性格そのものは、事業の認定なり收用上の裁決をするという一つの行政機關としての役割を果しておるのであります。その意味において、それを構成している委員に対しては、公務員と同様の秘密を守る義務を一応規定する、こういうことです。国会議員との比較の問題は、これはすでに憲法上に

も保障されておる問題で、それとこれとはいささか違ふと考へます。

○池田(憲)委員 その間の経緯はわかりましたが、しかし収用委員会の委員あるいは予備委員というようなものゝは、一般と非常に密接な關係を持つてゐるものであつて、この収用委員の各人が不正なことをやつたり、あるいは不正なことをやつたりした場合に不公平なことをやつたりした場合に

は、当然その中の一員である者が、盛り上る正義観からその不正を他に漏らし、そういうことによつて大衆の輿論を喚起する。そして他の都道府県会において罷免させた方が事務の公正な遂行の上にあつた力があると思うわけなのです。ですからやはり收用委員

会の委員に就いて職務上知り得た秘密を漏らしてはならないというような規定を特別に設ける必要はない。農地委員にしても何にしても、みなこういう秘密をどん／＼他に暴露することが必要である。これをやらなければだめだ、それではければ収用委員会の公正

最後にはやはり罰則の問題であります
が、百四十四条に「実地調査を拒み、
もやはり見解の相違でありますから、
それがまた反対の論拠になつて来るわ
けでありますので、これだけにしてお
きたいと思ひます。

罰金に処する。こういう罰金の惻愍案文が載つております。收用委員会というものがほんとうに公平に行われ、土地所有者、関係人に対する補償が十分に行われますならば、何も実地調査を拒んだり妨げたり、または忌避したりという者はないはずなのであります。ところがこういう罰則を設けていると

いうことは、やはり土地所有者や関係人に対して相当強圧をもつて向つて来る、こういうことが予想されるからこそ、本法がこういう罰則を設けたのであるまいかと思うのであります。ほんとうに納得ずくで行われるならば、少くとも百四十四条のこういう罰則は必要ないと思います。この点いかがでございますか。

○滋江政府委員　行政機關のいろいろの調査権に基きまする処分をいたしました場合は、やはり同様な罰則規定ないしはこれ以上の重い罰則規定が実はあります。それらを参酌いたしましたので、その規定をいたしたわけであります。

○池田(審)委員 答弁になつておりません。提案者として、一国会議員として、住民の利益を守るといふ建前から立法したとすれば、当然こういつたやうな罰則は除いた方がよろしい、但しこれは政府となれ合ひで出したとすれば、この罰則は設けなければならぬこ

となつて来る。国会議員として出す場合には、そういうことは盛るはずはなかつたと思うのであります。

○岩沢参議院議員 今池田さんからのお話であります、これは結局審査委員会においていろいろの材料を収集する場合において、しかも今度の收用法

というものは私権の擁護、特に被収用者に対する非常な尊重をするという建前で運営して行くのであります、その場合において、そういう材料を収集するのに故意に実地調査を妨げるとか、あるいは材料の提出を拒否するということ、あるいは、かえつて自分自身で首を絞めるような結果になつて、ますますこの委員会の事業の遂行を妨げると

いうようなことが起り得ると思ふのであります。従つてこういつたような制を設けて、ほんとうに虚心坦懐にすべての材料を提供し、また実地調査の面では喜んで現地において自分の利害得失を陳情するというチャンスを与えようにするべきであると思ふのであります。従つてそういつたような好意をもつて行方者に対して妨げることとに對しましては、多少制裁はせられてしまふべきではないか、さうに考へております。

○池田(案)委員 これで終ります。

○内海委員長代理 次に村瀬親君。

○村瀬委員 私は質問を行います前に、本日各委員から出された問題で、まだ解決されておらない点を申し述べたいと思ふのであります。それは先ほど西村委員からお尋ねになつて、西村委員自身も承服されたいと言ひながら次に進まれた問題であります。第三案であります。第三案の規定は「土地を収用し、又は使用することができ

る公共の利益となる事業は、左の各号の一に該当するものに關する事業でなければならぬ」ときわめて明確に書き下してあるのであります。普通の立法技術といつては、他の法令によるもののほかはとか、何とかいふ文字が入るわけでありまして、これはつきりと「左の各号の一に該当するものに關する事業でなければならぬ」と書き下してあるところから見ますと、これにすべての場合が盛られてあると解釈するのが至当であると思ひますが、さうでありませんか。

○岩沢参議院議員 これは提案の際において御説明申し上げました通り、現行法におきましては、たとへば道路と河川というような漠然とした表現の仕方では従つてその範疇に属するものは、道路は道路法による道路であるか、あるいは私道でも道路なるがゆゑにこういうものを収用法に書き得るのかといふような、いわゆる行政官庁の自由裁量の範圍が非常に広いのであつて、従つて私権を侵害することが非常に大きくなつて来る關係上、今回は道路とか河川とかいうようなものにつきまして、道路は道路法に定める道路とか、あるいは河川法によるものとかいう限定をしたといふことは、私はこの私権を尊重するといふ点に重点を置いたのでござります。

○村瀬委員 こういふふうに書き下したのは今の御答弁でけつこうなのであります。土地を収用し、または使用することができるとは、ここに書いた三十三号の場合に限るといふふうにとれる文章なのであります。さういふ意味でお書きになつたのであります。一号から三十三号まで書いてあります。一号から三十三号まで書いてあります。

土地を収用する場合があるといひます。すなわち、大体どういふ場合でありませうか、御説明願ひたいと思ひます。○濫江政府委員 他の法律によりまして収用を認めておる事業のことです。従つて、これはただいま提案者が述べられましたような都市計画法あるいは鉱業法、それから不良住宅地区改良法、さういつたような規定がござります。

○村瀬委員 そういたしますと、普通の立法技術として、さういふ場合には他の法令によるものほかとか何とかいふことを入つておると思ひますが、さういふことをことさらにお入れにならなかつた理由を承りたい。それからもう一つは、先ほどもお尋ねがあつたと思ふのであります。この第三十二号「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」といふものは、都市計画法その他によつて当然認められておると思ふのであります。これをことさらここに

を都市計画法では与えております。この法律による事業認定の手続を別個の手続によりまして事業認定の効果を発生させたい、さういふようなことがござります。これは本法に對します一つの特例という形になる、さういつたことも考え合せまして、都市計画事業の部分に全面的に書き込んでおらないといふことではあります。ガス工作物は、公益事業令の第七十六條に出ておりますガス工作物がいかなるものであるかといふことは、この七十六條をらん願ひますと明らかになつておるところであります。御質問の点はさういふ点でござりますが、○村瀬委員 あなたがガス工作物のところでお尋ねをすることをとつてはつきり言つてくだされ。○濫江政府委員 私どもの考へておりますガス工作物といふものの範圍は、この七十六條に書いてござります。ガスの供給のために施設するガス発生装置、ガス精製装置、ガス溜、導管その他の工作物さういふ法律で規定してある施設をそのまま準用すべきだといふふうに考へております。

○村瀬委員 ガスの場合にさういふ問題が現に起つておられますのは、引込線の接続の箇所にある、さういふ問題があるのであります。さういふ点について、立法者としてこの土地収用でござります。従つて、御答弁いただきたいと思ふのであります。それは末梢の問題であります。さういふ書き方は私は親切でないと思ふのであります。これは列挙主義になつておりました、これが全部収用の対象になるもの

だというような錯覚を起すような書き方になつておるのであります。このほかにいろいろ「収用」することがあるのだというならば、普通の立法技術としてはこういう書き方はしないと思ひますが、提案者が特にこういふふうで、全部収用の場合に網羅してあるのだというふうな書き方をことさらにとられた理由を伺ひたい。

○岩沢参議院議員 この列挙主義にいたしましたのは、先ほど申しましたように、結局現行法が非常に漠然として、その關係上、できるだけ明確にし、また私権を擁護する、またできるだけ収用の対象を縮小するという事で、できるだけ列挙の項目を多くしたのであります。しかしながら現在特例法によつて収用し得るような方法があるとするれば、これは避けられたわけでありまして、御説明願ひたい。

○村瀬委員 私はこの点まだ完全に了承しがたいのであります。第三條の三十一号に「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所」云々とありますが、われ／＼の方で提案提議して参議院の方も通過をいたしました官庁營繕法には、庁舎の中に研究所、試験所を含めしめたことにして、試験所を区別することは、前にこちらの法律ができればそれに従つてもよいのであります。すでに官庁營繕法は成立を見ているのであります。その方に統一するお考えはありますか。岩沢参議院議員 別々にした理由は、今お示しになりましたような研究所とか試験所とか同じ庁舎の中にあれば問題ないのでありますけれども、大体研究所とか試験所というものは、各地

に散在する事例が非常に多い關係上、そのために特に分離して明示したような次第です。

○村瀬委員 これは当然含ましてよいと思ふ。ことに官庁營繕法でわれ／＼衆議院建設委員会はそういう解釈をとつたのでありますから、当然含まして、統一すべきだと考えるのであります。

次に第四條についても、先ほど他の委員からも質問があつたのであります。納得の行く御答弁をまだ得ておりません。すなわち「特別な必要がなければ、収用し、又は使用することができない」といふのであります。すべから土地収用は特別の必要があるから起るのであります。特別の必要がない収用が起るといふことはないものであります。これはどういふ場合を考へられたのであります。具体的例をあげて御説明願ひたい。

○岩沢参議院議員 この四條については、先ほど御説明申し上げました通りに、収用委員会において、収用した場合と現在あるものの公共性の余地と、どちらが公共性が強いのかといふことを勘案して、これを採用すべきものか、あるいは採用すべきものかと思ふのである。これを認定するものかと思ふのである。その例としては、先ほど申し上げました通りに、たとえば学校の敷地内において運動場のその端の方を道路が通る場合においては、少しくらい体操場を狭めても大した影響はない。ところが道路の方が非常に必要であるという認定をした場合には、収用を許可するかもしれません。しかしながらこの運動場のどまん中をつつ切つた場合においては、その運動場はほと

んど効用を全うすることができない、そういうような場合には、事実問題として収用はしないだろうと私は考へております。

○村瀬委員 時間が延びますから次に参ります。第八條であります。終りから五行のところに「使用貸借若しくは賃貸借による権利」云々とするのであります。賃貸借若しくは賃貸借といふもの、使用貸借若しくは賃貸借といふものの説明をしていただきたい。

○蔵江政府委員 ここにうたつてございます「使用貸借若しくは賃貸借による権利」これは民法上の規定による使用貸借あるいは賃貸借といふものを考へておるわけでございます。

○村瀬委員 どうも木で鼻をくくつたような御答弁であります。それならばその次へ行つてそのときに聞くことにいたします。

第七十二條に参りまして「収用する土地に対しては、近傍地の取引価格等を考慮して、相当な価格をもつて補償しなければならぬ」とあります。相当な価格といふところに私は必ず將來問題が生ずると思ふのであります。それから同時にこれと相呼應いたしまして、八十八條へ参りますと、終りの方に、「その他土地を収用し、又は使用するによつて土地所有者又は関係人が通常受ける損失は、補償しなければならぬ」とあります。この「通常受ける損失」といふのと、七十二條の「相当な価格」といふものとの内容を提案者並びに政府はどのように考へておられるのか私は伺ひたいのであります。これは本法律案に対する運用上、最も重要な問題が次々に起つて参ると思ふのであります。たとえば四

国の銅山川ダム建設問題などで非常な問題が起つておるのであります。事業損失、企業損失といふようなものの内容をこの七十二條、八十八條ではどのように含ませているのであるか、先ほど池田委員から農地の問題がありましたが、たとえば先祖伝来の墓地在中に没するような場合に對しまして、この七十二條、八十八條はどういふ効能を発揮するものであるか、詳細な御答弁を願ひたいのであります。

○岩沢参議院議員 七十二條については、さきに池田委員の質問に對して一応は御説明申し上げたのであります。これは要するにこの土地の価格に對しては、もしもその付近に實際の取引価格があれば、これを基準にして相當の価格を算定するといふ方向に持つて行くのであります。委員会が特定の価格云々といふようなことは毛頭考へていないと思ふのであります。

それから八十八條の「通常受ける損失」は、上に列挙しておりますところの離作料あるいは營業上の損失、あるいは建物の移転といふような、土地の収用あるいは物の収用によつても當然生ずるこの損失といふものを、全部補償することを明記いたしましたのであります。その算定の基準といふものは、その場所、その物によつて相當違ひがあるだろうと思ひますから、ここではつきりそのお答えをすることはできない、物々によつて十分考慮しなければならぬといふことになるとわれ／＼は思ひます。

○村瀬委員 この点は、私は本法律案審議のかためであると思ふのであります。提案理由の説明にあたりまして、憲法二十九條の本質に向つて非常

に飛躍的な大改善をした、こういう御説明であつたのであります。この立法の精神が単に形式的な表面だけにとどまつておるか、補償といふものの本質まで掘り下げておられるかどうかが、この際明らかになると思ひます。ただこの法律案を運営する場合にやはり便利があると思ひますので、もう一度私はお尋ねをせざるを得ないのであります。いわゆる収用による財産権の完全保障といふ点からこの法案はつくられたものであるか、生活権の保障までしたといふ観点よりこの法案をおつくりになつたのであるか。先ほど申しました企業損失、事業損失にまでも、またただいま申し上げた先祖伝来の墓に對する一つの崇敬の念をも、この法律によつて補償したいといふお氣持でおつくりになつたものであるか、提案者の良心的な、詳細なお考えを承つておきたいのであります。

○岩沢参議院議員 御説明の通りに、今回の新法は、いわゆる完全保障といふことを目途にいたしてゐるのであります。が、御趣旨のよいな、墓場のような先祖伝来のものを失ふといふ精神的な補償は、この限界外にあります。従つてこの精神的な苦痛に對する慰安料と申しますか、そういうものは全然考慮いたしませんけれども、實際上におきて現実に受ける損害に對しては、できる限り被収用者側に對して十分な補償をするといふ方針でこの新法は立案せられた次第であります。

○村瀬委員 精神的なものまでは考へていないといふ御答弁であります。しかしならば一村こぞつて水中に没するたにどこかに移りかわらねばならない

という場合に、この収用法によつてどこまでその損失が救済されるものであるか、いわゆるその土地の価格は、その近隣の土地と、それからたゞいま御答弁がありました離作料その他については、金銭に換算された至当なものといふことが先ほどから御答弁されていゝるのでありますけれども、もつと財産権の完全保障と生活権の保障という点にまで思いをいたされてゐるかどうかが、単に表面上の形式的な金銭に換算し得る程度、何事も金銭に換算されなければならぬ、ただ官僚的な、形式的な金銭換算といふのみにとどまつてゐるのであるか、もう一度提案者の趣旨を伺いたいと思ひます。

○岩沢参議院議員 たいだいまの村瀬委員からの御指摘はごもつともなことで、ダムをつくる場合において、ある一部落が水中に没するといふような場合においては、こゝいつた問題はたゞたゞ生ずるのであります。現行法においては、こゝいつた補償の限度といふものが非常にあいまいであつた關係上、今回は先ほど申しました通りに完全保障といふ線に沿つて、今御指摘になりましたような、水底に没するようなどころに対しては、一村こぞつてよその部落あるいは土地に安住の地を求めなければならぬことに相なると思ひます。その場合においては、やはりその起業者は、その安住の地を保障してやるだけの費用と、またある一面においては生活権の保障といふところまで、今回の収用法においては考へる必要があると思ひます。

○村瀬委員 は既満足に近い御答弁を得られたのでありますが、引続きまして具体例として、私は九十三条の内容

を伺つてみたいのであります。これには道路その他の工作物を新築し、改築、増築し、もしくは修繕し、または盛土もしくは切土をする必要があると認められるときはとありますが、例をあげますと、かつて一ノ関の堤防をつつと二メートルばかり上げましたために、その収用にかからぬ土地の営業権が脅かされた例があるのであります。そゝういふ場合に、この収用した後は使用する土地以外の土地に關する補償の限度は、どの点までこの九十三条は考へてゐるものであります。自分の土地には關係なかつたが、そこに大きな橋をかけたために勾配がひどくて、ひさしが道より下になつたといふような場合が必ず生ずると思ふのであります。そゝういふ場合には當然この九十三条を適用し得ると考へてもよいのであります。

○岩沢参議院議員 この九十三条は新法において初めてつくつたもので、従来土地収用が起つた、または収用でなくとも工事をした場合には、常にトラブルが起つた一つの原因であつたのであります。従つて今回の新法におきましては、こゝいつたようなトラブルを除くために、今御指示になりました例を申しますれば、従来道路が平坦であつたところが、取付けの關係上盛土をしなければならぬ。そゝうすると沿道の人はまるきり道路の下に來たやうなもので、非常に出入りが不便であるといふような場合においては、この土地収用地以外の關係人の申立によりまして、これを盛土するか、あるいは取付け道路をつくるかといふやうな場合においてはその費用を施工者が負担する、こゝういふ規定なのであります。こ

こで提案者として、この九十三条を適用する場合において限界をどこに置くかといふことが非常に問題になると思ひますが、これはやはり当事者間において十分話し合ひをして、そして補償をするという原則は認めてゐるのでありますけれども、従つてある程度まで行けばそれで納得するか、あるいは納得しないといふやうなことが相當起るのであります。従つて盛土した場合においては、非常な利益を受けるやうな場合においては限度は制限されるけれども、全然その利益を受けずに非常に困るという場合には、その限度といふものがあつて非常に困つて來る事態が生ずるかもしれません。現在の収用法から見れば、少くとも収用地以外の人がこれだけの迷惑をこうむることを補償するといふことは、非常な進歩だといふ私は考へておられます。

○村瀬委員 大いに進歩でありまして、こゝういふ事項が挿入されたことは、私は非常に敬意を表すものであります。ただ運用の限界をどこにとどめるかといふ点をお尋ねしたのであります。提案者自身運用はむづかしいといふ御答弁でありましたから、それでは次へ進むことにいたします。

第百二十二条と第百二十三条と新たに設けられました、緊急施行する事業のための土地使用に關する規定を設けられたのであります。これは従来実際にやつておられましたものと、この二箇条を新たに挿入いたしましたためにどのような取扱ひ上の差異が生じたのであります。この法律案が成立いたしましたときに、またいづ／＼と運用について問題も生ずると思ふので、従来はこれはなかつたけれども、こゝ

いう方法でやつておつた、これができたためにこゝういふ利便があるという点を簡潔に御説明願ひたいと思ふのであります。

○岩沢参議院議員 旧法によりまして、十五條に、天災事変に際し急激な要する場合にはといふことが書いてあるものであります。今回の場合におきましては、百二十二條、百二十三條はやはり新しい法律でできたのであります。要約いたしますと、こゝういふやうな緊急な、また非常災害の場合においては土地の収用なりあるいは使用をする場合においては、起業者は一定の担保を提供してそして仕事を遂行して行く、あるいはまた公共の利益に著しく支障を來すおそれがある場合ににおきまして、やはりある一定の担保を提供いたしまして仕事を遂行する。しかしながらただ単に起業者の一方的な認定によりまして担保を提供して仕事を遂行するのではなく、その間にはやはり土地収用委員会が裁定して、この事業がはたして緊急性を帯びておるかどうかといふことの認定と、それからもし認定をいたしました場合ににおきましては、それからだけの担保を要するかと、それから、この委員会が十分に真実によつて、初めて私権の侵害といふことに相なると考へます。

○村瀬委員 第百二十三條であります。第四項に「起業者は、第一項の請求があるときは、自己の見積つた損失補償額を払い渡さなければならぬ」とあるものであります。この自己の見積つた損失補償額といふのはどういふ場合であり、また自己はかつてに見積ると思ふのでありますが、その間

運営上支障がないかどうかといふことを伺ひたい。

○瀧江政府委員 第四項の問題であります。これは一見起業者が自分の見積つた損失補償額を払い渡すといふこととでありまして、はなはだ起業者にかつてであつて、被使用者にはぐあいが悪いのじやないかといふ問題がおそろく考へられると思ひますが、前提として、第一項におきまして、起業者は一応担保を提供して土地を使用することになつております。これはもちろん經濟上の一般原則からいいますれば、一定期間使用して、使用した後に於いてこの使用料を払うといふ建前に立つて考へられるわけでありまして、事前にある程度担保を考へて、それに對して、さらに見積つた損失補償額が考へられるならばこれを払い渡す、こゝういふふうに規定いたしてゐるのであります。結論から申しまして、これは被使用者側のある程度の保護を考へて規定したと考へていただきたいと思ひます。

○村瀬委員 次は第百三十二條であります。百三十二條については先ほどから大分質疑が出たのであります。私はその御答弁に承服いたしたい点があるものであります。先ほどから問題になりました違法の裁決の取消しであります。その裁決に違法がたゞ／＼行われるわけはないと思ふのであります。まさか建設大臣がそんなに違法なことばかりする氣づかいはないのでありますから、一体どういふ場合を想定して百三十二條ができたのであります。

○瀧江政府委員 これは先ほど池田委員からの御質問の際にも申し上げたこ

とであります。なおつけ加えて申し上げますと、現行の収用法におきましても八十一條をこらへ願えればおわかりになると思いますが、違法の裁決によつて権利を侵害せられた場合についてはこれを行政裁判所に訴えることができない、これと同様の趣意をもちまして、私も一応違法の裁決処分に対しては訴訟法上の手続として取上げる、こういうことに考えた次第であります。この処分自体に違法性のないものについては、裁判上の問題とすることは不可能であります。そういうふうな趣旨でございます。

○村瀬委員 それは答弁になりません。建設大臣が違法なことをするといふ前提のもとに、そんな案文をつくる必要はありません。ことに前にあつたからというのでは、私の質問の答弁になりません。違法なことを建設大臣がするような土地収用法だつたら、信用のできぬことになる。そんなことをしないで思へばこそ、われ／＼はこの土地収用法を審議しておる。最後の場合になつて建設大臣が違法な裁決をやるらしいと提案者みずから考へておられるような土地収用法は、われ／＼は審議することはできません。これはもつとつきりした理由がなければ、こういう案文がでさうして来るはずはないと思ひます。こういう場合を想定したと、納得の行く御答弁ができませんか。

○岩沢参議院議員 この百三十二條は建設大臣の違法の裁決があつた場合を想定しておるので、これは事実ないのだ、こういうおしかりを受けたわけでもあります。これは実際にいいてもつとまらうと思ひますけれども、しかし

ながらいろいろの材料とか、あるいは資料によりまして判断したもののその資料が不的確だといふことが事後においてわかつて、これが被収用者側に対して非常な不当であつたということが自己反省においてわかつたといふことがあつて、資材の提出が誤つておる、従つてこの判定は誤謬だといふことがはつきりすれば、こういうことが起つて来るだらうと思ふのです。しかし今後におきましては、資料の収集とかあるいはその他の制限については十分念を入れてやりますから、こういう例は非常にレア・ケースとは考へておられますけれども、今申したようなことが万一起つた場合にはそういうことが起る、それをさしたのでありますから、御了承願ひたいと思ひます。

○村瀬委員 提案者の御答弁に自己反省によつて云々といふことがありましたが、これは私は聞き捨てができません。でありまして、自己反省で建設大臣がこれはしまつたと思ふならば、何も裁判をして争つたりせぬでも、これは自分自身で間違つておつたのだ、あの裁決は取消しまたは変更しよう、こういうのが当然です。官僚はとかく今まで、一旦裁決するとなか／＼これをかえぬ、自己反省しても何となくつてつけるというものでありましたが、これは過去の弊害でありまして、今後は自己反省によつてこの点は間違つておつたといふことがわかれれば、何も裁判訴訟まで相手方を導かねども、自分で直せばよいといふのが当然であります。そこで不当といふ言葉も今の御答弁にありましたけれども、不当であるかどうかといふことは収用された

者が判定するのであつて、違法とはつきりきまつておれば、建設大臣は自己反省で必ず適当な処置をおとりになると思ひますから、実問題として、収用された人が不当と考えた場合にこれは起る問題であつて、それを裁判所が公正に判断するわけでありするから、その収用された人が非常に非常識な人で、不当でないのに不当だといふ場合においては、それはしかたないのじやないかと思ふのであります。この違法の認定は結局裁判を起す人がやるのでありますから、単にこれは言葉のあやと解釈してよろしうございしますか。

○岩沢参議院議員 村瀬委員のお説の通りであります。もちろんこの訴訟は、被収用者側において建設大臣の裁定に対する不服を持つた者があつて初めて生ずるのであります。

○村瀬委員 百三十二條はその点にどうもできておきまして、百三十四條との關係に移るのであります。この百三十四條は、私は事業を進めて行く上に非常に大事な一箇条であると思ふのであります。その土地の収用または使用を停止しないといふのであります。私はこれは非常によいと思ふのであります。現在区画整理その他で非常に支障を来しておりますのは、裁判所が職権をもつてやりまする代執行の停止処分であります。これは先般私が建設大臣、法務総裁等に質問をいたしましたのであります。これが百三十四條によつて救われるわけでありまして、しかしこれは百三十三條の場合に限り、損失の補償に関する訴えのときに限つて、「事業の進行及び土地の収用又は

使用を停止しない」とあるのであります。百三十四條を適用せたいといふふうにおきめになつたお考えを伺ひたいと思ひます。

○滋江政府委員 損失補償以外の訴えの場合については、それが事業の進行、土地の収用、使用を停止するかしんないか、こういうお尋ねのように伺つたのであります。これは先ほど申し上げました、その場合におきましては行政事件訴訟特別法の規定によるわけでありまして、この場合においては「処分執行を停止しない」といふ今の法律の第十條に規定するところから従つて、執行は停止しない、こういうことになります。

○村瀬委員 その場合、代執行の職権をもつて停止処分を受けることは絶対にありませんか。

○高田説明員 今管理局長から御説明がございましたように、建前は百三十二條の場合には特別法の第十條の第一項の適用がありまして、処分の執行を停止しないのであります。しかし第二項の場合以下の適用がございまして、第二項の適用があります限りは、裁判所が処分の執行を停止することを命ずることができるとございします。しかしながら第二項に掲げてございしますように、裁判所がその判断で処分の執行停止をいたしますのは、非常に限られた要件でございまして、「処分の執行に因り生ずべき損害の重大な損害を避けるため緊急の必要がある」と認めるときに、こういう場合にのみ限られるのであります。

○村瀬委員 そういう緊急の必要ありといふので、各被災都市の区画整理では、裁判所が職権をもつて仮処分を続行しておるのであります。そこで現に支障を来しておるので、私はこの間から法務総裁に対して、どういふ救済をするかといふことを言つておるのであります。そういうことはこれに限り行われたいといふような御答弁でありましたが、私はそういうことではないと思ひます。もう一度御答弁願ひます。

○高田説明員 この点に關しまする村瀬委員の御意見はまことにございまして、承つております。改正案立案の際におきまして、むろん御意見の点も考慮に入れたつもりであります。が、何分特別法全般の問題に相なりまして、むしろ将来特別法の施行の実施の経過を見て、この問題は取上げべきであるといふ特別法関係の方の意見がございまして、かように相成つておるのであります。

○村瀬委員 幸いにこういう非常に進歩的な法案ができるのであります。それから、もし日本の法律に盲点があるとすれば、そういう点はこういう際にひとつ改めておく必要があると思ふのであります。いつまでも痛いところにさわらないといふような態度で進むといふことは、私は勇気がないと思ふのであります。必ずこの実際の事業をして行こうと思ひますときには、建設大臣が違法の裁決をするかもしれぬと考へましたならば、それは職権による仮処分の制度を置いておかなければならぬと思ひます。責任をもつて違法の裁決はめつたにやらぬ、ほとんどやらぬといふ確信をもつて土地収用に当るとしますならば、これは当然一、二の、行政事務に全然しろつと裁判官

がかつてに、何ら当事者の意見も聞かないで、緊急の場合にこれは職権をもつて処分するのだといつて、仮処分をやつて、それがもう最高裁判所の決定まで、さらに地方裁判所の判決をもつてしても動かすことができない、高等裁判所の判決をもつてもくつがえすことができないといふような、そういう絶対不動の処分を、簡単に現在の裁判所はやることになつておるのであります。これは私は確かに今日の日本の法律の盲点であると思つております。従つてそういうことは、建設大臣が断じて違法の裁決はやらぬといふ信念のもとに進まれるならば、こういう行政事務にしろとの裁判官に、こんなことまでかつてに職権をもつて切捨てごめん、ばさ／＼仮処分ができるようなことを放任しておくべきではないと思つております。この点は私は意見になりましたけれども、この百三十二条の運用にあつては、必ずこういう問題が生ずるということを、特に私は提案者にお考えを願ひたいと思つております。

終りのところへ来まして、今度は附則であります。『公布の日から起算して一年をこえない期間内において、政令で定める』とありますが、大體施行期日をどのくらいに予定なさつておるのでありますか。

○蔵江政府委員 施行期日の問題であります。準備その他のことがございまして、一年という期間を置いてございまして、極力早くこれを実施に移すように、施行期日を定めたいといふふうに考へておるわけでございます。○村瀬委員 予定日はわかりませんか。大體の腹案はございせんか。

○蔵江政府委員 大體六箇月ないし九箇月の準備期間を必要とするといふふうに考へておるわけでございます。

○村瀬委員 そこで、全体を通じて私にもう二点だけ伺つて、私の質問を終わりたいと思つております。この土地収用法を運用して行くにあたりまして、一番實際上の効果を上げますのは、裁決及び決定を早くするといふ点であると思つております。第六十条条によりますと、『収用委員会は、会長及び三人以上の委員の出席』でよいことになつておられます。その議事は出席者の過半数をもつて決するといふことになつております。第六十六條によつて行い、『会長及び会議に加つた委員は、これに署名捺印しなければならぬ』とあるのであります。そういうたしとすると、先ほど小貝川等の実例がたび／＼あがりましたが、非常にこの関係住民の殺氣立つた情勢下におきまして、裁決決定が行われ、そうしてこの署名捺印をしなければならぬといふことになりまして、そういうわずかな未梢的なことで判をおすのも、何ほ身分は保障されておられます。なか／＼躊躇されるというやうな場合も考へられるのであります。裁決及び決定を早くする点において、今度の改正された土地収用法では、どういふ御考慮が払われておるのでありますか。

○岩沢参議院議員 その点につきましては、御趣旨の通りにできるだけ早くやりたいといふことが最も望ましいこととありますけれども、今度の新法におきましては旧法と違ひまして、できる限りの手を尽して、ほんとに円

満に遂行して行きたいといふやうな考へ方から、従来に比べると相当の時日がかるだらうと思ひます。しかしながらからかつても、効果におきましては従来のやうな一方的な裁定でなくて、ほんとうに利害関係者の事情を十分聴取して、そうして委員会において納得の行くやうな裁定をいたすのでありますから、その時日の遅れたよりも、関係者の方の利益といふものは相当大であるといふことは争われない事実だらうと思ひます。従ひましてできる限り委員会におきましては事業の緩急程度におきまして、できるだけすみやかに裁定をすることはもちろんやらなければならぬけれども、全体として現行法に比べるとこの新法は比較的時間をとるといふことはやむを得ないのではなからうと思ひます。

○村瀬委員 期限を区切るといふやうなことを、立法の過程においてお考えにならなかつたかどうか。裁決及び決定をいつまでにせねばならぬといふことをお考えにならなかつたかといふことを最後に尋ねるのであります。

それからもう一つは、この法律が成立いたしましたときに、現在全国戦災都市で行われております特別都市計画法との関係をどういふふうにお考えになつておるのであります。つまり区画整理の問題でいへば、困難な問題が各都市に起つておられますが、それとこの土地収用法とは全然関係がないとお考えになるのであります。あるいは、これはどういふ利便があつて、特別都市建設法の運用上にも非常に進捗を早める効果があるとお考えになるのであります。最後にこの点をお聞きしておきます。

○岩沢参議院議員 現行法と同様に、裁定を二週間以内といふことに時間的に制約したらどうか、そういうことを考へなかつたか、こういう御質問だと思ひますが、この点は先ほど申しました通りに、収用委員会にかけた中間におきまして、これを調停とかまたは和議の成立といふやうな、できるだけ最後の段階に迫らざるに、双方の調停、融和といふものをはかるといふやうなことで、實際において二週間とか三週間とかあるいは一月といふやうなことを時間的にきめることを時間的にきめることが不可能だといふ考へから、時間といふものを明示したことができなかったために、こういつたやうな法文の形式に相なつたのであります。

それから第二点の、特別戦災都市復興の事業につきましての区画整理といふやうな問題についてこの法案を考へておつたか、こういうお話でありますけれども、区画整理につきましては特別法でありますけれども、もしそういつたやうなトラブルが起れば、新法によつて相当適用できるものといふやうに私は考へております。

○内海委員代理 次に瀬戸山三男君、瀬戸山委員、大分各委員から入念な質疑がありましたから、できるだけ重複しない程度で多少の質疑を行いたいと思ひます。

大體全体的に見まして、この法案は他の委員からもお話がありましたやうに、相当進歩したい法案であると思ひます。現行法のきわめて強権的な、取上げるやうな考へ方の法律から、民主的な内容にかつたといふことは非常に喜ばしいことであります。

そこで先ほど問題になつておつたのであります。第三條の規定は、規定の上から見れば非常にうまく行つておる。これだけ見ますとよく行つておるやうでありますけれども、ところが先ほど村瀬委員からもお話がありました通りに、これだけで限るといふやうな書き方をしておつて、実はこれだけに限つておらないといふのは、立法の技術といたしましては感心したところではないと思ひます。これはそれだけをおきまして。

第三條に列挙されてある収用または使用する場合の事業が並べられておりますが、他の場合にお話があつたかもしれなけれども、現行法をかうに改められた理由と、また従つて現行法と第三條の規定とどこがどういふふうに違ふかといふことをお尋ねいたしておきます。

○岩沢参議院議員 現行法におきましては、先ほど申し上げました通りに、道路の方で申しますと、ただ単に道路とかあるいは河川といふやうなことを漠然と法文に表わしたために、認定する際においては、行政官庁が非常認定の幅が広いために、従つて私権を侵害する程度が非常に多いという観点から、今回の改正にあたりましては、やはり道路は道路法によるとか、あるいは一般自動車道とか、あるいは河川法によるといふやうなことを明示して、そのわく内でのものを収用の対象にしたので要は結局私権を擁護するといふ考へ方から、できるだけしつた方がよろしい、こういう点において法的根拠があるものは法的根拠を示すといふことになつたのであります。

○瀬戸山委員 そうしますと、現行法

よりかふえたところと減つたところというの、具体的にはどういふことになつておりますか。

○岩沢参議院議員 大体一は同じでありまして、末項の「一般公共の用に供する停車場」というのが従来あまり考へなかつたものなのです。二の従来の河川におきましては、堤防と護岸というやうなことが対象になつておつたのであります。ダムというやうなものをはつきり明示いたしまして、今後には起る問題を、やはりダムの築造に対しては費用できるというこゝをばつきり明示いたしたのであります。それから三、四、五、六、七は従来と同じものを表したのであります。八の「無軌条電車の用に供する施設」が新たに入つたものなんです。九の「一般路線貨物自動車運送事業の用に供する施設」これも公共的性質を持つておるためにあらためて追加したものであります。十六の「放送法による放送事業の用に供する放送設備」、これが新たに入つた項目なのです。それから三十の「国又は地方公共団体が建築基準法第四十八条第一項の規定による」、云々、いわゆる庶民住宅の敷地を強制収用できるということが新しく入れた項目なのです。

以上今申し上げたやうな点が新しく追加されたので、その他は従来の漠然としたものを、法的根拠があるものは法的根拠を示してここに列挙したやうな次第であります。

○瀬戸山委員 減つた方はあります。○濠江政府委員 減りました分は先ほど申し上げましたように皇室の陵墓、それから神社の建造にかかわる事務、

それから国宝その他軍事の用に供する事業、この二つの項目を削除いたしました。

○瀬戸山委員 軍事に関するもの、神社に関するものは当然であります。皇室の陵墓についての規定を削除したのは何か理由があるのでしょうか。

○岩沢参議院議員 この点は実は第三案全体のほかの事業との関連を考へて削除いたしましたのでございまして、すなわち一号から三十三号にわたります。基本的に考へておりますことは、公共の用に供する施設ということが主眼をなしております。

皇室の陵墓はそういう意味合いからいたしますと、これは皇室の特殊の目的のための施設でございまして、国民感情の上からいへば、もとより一つの重要な施設であることが間違いないと思ひますが、一般公共の用に供するといふ観点から参りますれば、ここに掲げである事業と若干性質を異にするといふことで省いておる次第でござい

ます。

○瀬戸山委員 大体皇室典範という法律がちゃんと国の法律としてあるのであります。しかもそれに皇室の陵墓といふものがちゃんと書いてある。それを現行法を直さずに、提案者は国民的なものでないといふお考えでやられたのかどうかといふことをはつきりいたしたいためにお尋ねいたしましたのであります。

○岩沢参議院議員 皇室陵墓のやうな場合におきましては、今後におきましてわれ／＼日本国民といたしましては、費用で云々というよりも、国民感情に訴へて、そして敷地を喜んで提供するという方向に持つて行くのが一番

いいのじやないかと考えております。

○瀬戸山委員 そういふやうなお考えならばきかれてよろしい考えでありますから了承いたします。

それから第三案に関連したことではありますが、御承知の通り電源開発というところが日本の今後の重要な問題であります。ところが電源開発事業については、いつも水利権の問題などで非常に紛争が多くて、なか／＼国家的な事業が進捗いたさないといふやうな実情であります。これについて本法ではどういふふうに考へて立案されたか。

○岩沢参議院議員 今度の改正法についての考へ方ではありますが、現在あるいは将来における日本の電源開発といふことについては相当考慮したつもりであります。と申しますのは、すでに御存じの通り電源開発の場合においてトラブルが起ります。実際の仕事は常に停滯しておるというやうなことは、従来の収用法におきましては先ほども申しました通り水の利用というやうなこと、しかもこれがはつきりしたことではなくて、収用法を準用するといふやうな、漠然たる非常に力の弱い表現の仕方であつたためと、また起業者と収用される方の側におきまして常に収用とあるいはまたい／＼の点において見解が異なつたために、この収用法をはつきり今日まで適用した例がないほど、この電源開発に要するダムとかあるいはその他の施設に対しては適用してはなかつたために、起業者も非常に困つたといふ事例も多々ある關係上、今回におきましてははつきり電源開発用のダムとかその他の施設に対しては公共性を十分尊重する意味におきまして、いざという場合におきまし

ては、この土地収用法を発動し得るといふことを明記いたしましたのであります。から、今後におきましてはこの電源開発に要するい／＼な施設に対しては、相当起業者なり、あるいはまた關係人との間において相互の話し合いが円満に遂行し得るやうと私は確信しております。

○瀬戸山委員 電源開発について非常な熱意をもつて立案されたといふことではあります。さやうなことは一体どこに出ているのであります。第三案の二に、ダム――水路も入るかもしれませんが、私の不明のいたすところからいへば、それだけしか出ておらぬやうに思ふのであります。発電に關する施設といふことになりまして、いわゆる電源開発の問題について本法が適用されるということになるかもしれません。が、新しく追加されたといふやうなことで、第九号の道路運送法による自動車道路などというものの法については、特に項目をわけて規定されておられる。これももちろん公共性にはありますけれども、一つの営利事業であります。発電事業ももちろん一種の営利事業であります。先ほども申し上げましたやうに、日本の産業の生命を左右する国民全体としての最も重大なる事業でありますので、これを特に取上げなかつたのは何か事情があつたかどうかといふことをお尋ねいたしま

す。さらにそれについては、電源開発、電気事業に対しては、各種の施設に対してこれが当然適用されるというお考えであるかどうか。

○岩沢参議院議員 電源開発というやうなものは、御存じの通り総合的な計画によつて初めて目的を達するもので

ありますので、ここで第二の河川の部類の中にダムといふものを今回挿入したのは、従来ダムにつきましては先ほど申し上げました通りに、非常にあいまいな点が多々あつた、この旧法は御存じの通り明治三十三年に制定されたために、その当時においては現在の発電用のハイ・ダムといふものはほとんどなかつた。ただあつたのは水路式でわずかにメートルかあるいは三メートルくらいの床どめ式のものであつた、しかも河川につくつたといふやうなこと、現在われ／＼が称してはいるダムといふものはハイ・ダム式のものであるために、そのハイ・ダムをつくるために生ずるい／＼のトラブルというものがほとんど解決できなかったやうな關係から挿入したのであります。今回は河川の中にダムを入れまして、少くとも総合的な発電においての建設に対しては、ある場合においては土地収用法というものが適用できるという点を明示しておるのであります。それから第十七におきまして、公益事業令による総合計画の一環である電気工作物といふものも、いざという場合においては、やはり収用法の対象に取上げておるものと、それから第五条におきまして、従来とかく水利権あるいは漁業権といふやうなものが非常にあいまいで、また水利権の水の使用といふやうなことも、ただ準に準用するといふやうな、非常に力の弱いやうな表現の仕方であつたのであります。から、今回ははつきり地上権なりあるいは漁業権、利用権といふものを土地収用の対象にしてよろしいといふことを明記したので、電源開発に付随して起

るは、この土地収用法を発動し得るといふことを明記いたしましたのであります。から、今後におきましてはこの電源開発に要するい／＼な施設に対しては、相当起業者なり、あるいはまた關係人との間において相互の話し合いが円満に遂行し得るやうと私は確信しております。

○瀬戸山委員 電源開発について非常な熱意をもつて立案されたといふことではあります。さやうなことは一体どこに出ているのであります。第三案の二に、ダム――水路も入るかもしれませんが、私の不明のいたすところからいへば、それだけしか出ておらぬやうに思ふのであります。発電に關する施設といふことになりまして、いわゆる電源開発の問題について本法が適用されるということになるかもしれません。が、新しく追加されたといふやうなことで、第九号の道路運送法による自動車道路などというものの法については、特に項目をわけて規定されておられる。これももちろん公共性にはありますけれども、一つの営利事業であります。発電事業ももちろん一種の営利事業であります。先ほども申し上げましたやうに、日本の産業の生命を左右する国民全体としての最も重大なる事業でありますので、これを特に取上げなかつたのは何か事情があつたかどうかといふことをお尋ねいたしま

す。さらにそれについては、電源開発、電気事業に対しては、各種の施設に対してこれが当然適用されるというお考えであるかどうか。

○岩沢参議院議員 電源開発というやうなものは、御存じの通り総合的な計画によつて初めて目的を達するもので

ありますので、ここで第二の河川の部類の中にダムといふものを今回挿入したのは、従来ダムにつきましては先ほど申し上げました通りに、非常にあいまいな点が多々あつた、この旧法は御存じの通り明治三十三年に制定されたために、その当時においては現在の発電用のハイ・ダムといふものはほとんどなかつた。ただあつたのは水路式でわずかにメートルかあるいは三メートルくらいの床どめ式のものであつた、しかも河川につくつたといふやうなこと、現在われ／＼が称してはいるダムといふものはハイ・ダム式のものであるために、そのハイ・ダムをつくるために生ずるい／＼のトラブルというものがほとんど解決できなかったやうな關係から挿入したのであります。今回は河川の中にダムを入れまして、少くとも総合的な発電においての建設に対しては、ある場合においては土地収用法というものが適用できるという点を明示しておるのであります。それから第十七におきまして、公益事業令による総合計画の一環である電気工作物といふものも、いざという場合においては、やはり収用法の対象に取上げておるものと、それから第五条におきまして、従来とかく水利権あるいは漁業権といふやうなものが非常にあいまいで、また水利権の水の使用といふやうなことも、ただ準に準用するといふやうな、非常に力の弱いやうな表現の仕方であつたのであります。から、今回ははつきり地上権なりあるいは漁業権、利用権といふものを土地収用の対象にしてよろしいといふことを明記したので、電源開発に付随して起

るは、この土地収用法を発動し得るといふことを明記いたしましたのであります。から、今後におきましてはこの電源開発に要するい／＼な施設に対しては、相当起業者なり、あるいはまた關係人との間において相互の話し合いが円満に遂行し得るやうと私は確信しております。

○瀬戸山委員 電源開発について非常な熱意をもつて立案されたといふことではあります。さやうなことは一体どこに出ているのであります。第三案の二に、ダム――水路も入るかもしれませんが、私の不明のいたすところからいへば、それだけしか出ておらぬやうに思ふのであります。発電に關する施設といふことになりまして、いわゆる電源開発の問題について本法が適用されるということになるかもしれません。が、新しく追加されたといふやうなことで、第九号の道路運送法による自動車道路などというものの法については、特に項目をわけて規定されておられる。これももちろん公共性にはありますけれども、一つの営利事業であります。発電事業ももちろん一種の営利事業であります。先ほども申し上げましたやうに、日本の産業の生命を左右する国民全体としての最も重大なる事業でありますので、これを特に取上げなかつたのは何か事情があつたかどうかといふことをお尋ねいたしま

り得るような事態というものは、この土地収用法によつてはつきり収用し得るということ、われ／＼は考へておる次第であります。

○瀬戸山委員 ついでに事業の認定の権限を、建設大臣とそれから都道府県知事にかけておられるのであります。が、かようにされた理由であります。事業の認定はきつめて重要な行政処分であると思ひます。これを従来建設大臣一本から都道府県知事にわけられたのは、従来の経験から、非常に悪かつたのか、都道府県知事に移管された方がよろしいか、その点をひとつ御説明を願ひたいと思ひます。

○岩沢参議院議員 従来は御承知の通り、建設大臣一本で事業の認定をしておつたのでありますけれども、われわれの考へといひましたとしても、少くとも国の事業については、建設大臣、あるいは二府県にまたがつたようなものに対しては、建設大臣にこれを認定させ、一府県のものについては、今回はその県の知事に国家事務を委任したというふうな形をとつておるのであります。しかし従来建設大臣でやつたのがどうであるかという批判の上において、これを分離したのでなくして、要は一地方に属するようなのは、一番よく事情を知つてゐるのはその県の知事でありまして、従つて土地収用の事業を認定する場合においては、できるだけ早く、また正確なものができると、この二つにわけたのであります。従つてこの認定の場合において、その認定の仕方がいろいろ、弊害を招くというふうなことが、万々ありませんけれども、起つた場合におきましては、や

はり今度の問題におきましては、ごらんの通りに、建設大臣に認定の変更を要求するとかいうような道も開いておりますから、地方の県知事にまかしたために弊害が起るというふうなことは、万々ないだろうと考へております。

○瀬戸山委員 そこで都道府県知事が事業の認定を三箇月以内にしないときには、建設大臣にさらに認定をしてもらうという規定があるのであります。が、先ほども各委員からお話がありましたように、今回の法案によりまして、現行法と比較して、非常に収用する場合、一般私権の尊重のために、各種の手続をされるようになる。従つて事業の認定にいたしたとしても、裁決にいたしたとしても、相当時日を要することになると思ひます。非常に遅れるということが予想されておることは、先ほども御議論がありました。そこでこの事業の認定について、知事に対しては三箇月という一箇の期限が切られておるのであります。建設大臣にいつてはさうなことが出ておらない、これは建設大臣は怠慢であるとは考へないものであります。が、知事に対して三箇月以内の期限をきめられて、建設大臣は無期限だとされたその理由は、どういうところにあるかをお尋ねをしておきます。

○濠江政府委員 お説の通り建設大臣の事業の認定の最終期限というものを、法文の上では規定はいたしてございせん。ございせんが、理由なくして認定を遅延するということ、これは実際ない、という趣旨は第二十條におきましてごらん願ひますとおわかり願へると思ひますが、ある程度の要件を備へた場合においては、事業の認定をしなければならぬことは当然でございまして、そういう点を考へまして、建設大臣の手元においては、そういう期限をつけないでも、これは早急解決という方向に努力するということとを考へまして、特に期限を設けるような仕組みにいたさなかつたのでござい

ます。

○瀬戸山委員 急いでおられるようでありまして、二十條で要件が備へれば当然事業の認定をしなければならなくなつてゐるから、期限を付さなかつたとおつしやるならば、知事も何も期限を付する必要はないと思ひます。それは私は多少不備な点であると思ひます。それから九十三條の、先ほど問題になりました補償の点であります。九十三條の補償は一体いつの価格を標準にして補償されることになつてゐるのか。ほかの場合には、七十一條の「損失は、収用委員会の収用又は使用の裁決の時の価格」とあつて、そのときの時価と思ひますが、九十三條の場合にはあとの問題であります。それはいつの時価——一年たつてからの問題であります。いつの価格を標準にして九十三條の補償をされるか、これについては何もそこに明記がないのであります。これはどういふふうな考へで、おられるかということをお伺い

たい。

○岩沢参議院議員 損失補償の起つた時期の価格をもつてこれを補償するつもりなのであります。

○瀬戸山委員 これは、「事業に係る工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができな

い。」とありますが、ここに書いてあるような仕事をすると一年間のうちに、いつ請求するかこれは問題であります。が、請求した後に、さらにたたくさんの手続がありまして、一年かかるか、二年かかるかわかりません。たとえここに書いてあるように、道路をつくつたり、みぞをつくつたり、かき、さくをつくつたりするの、損失を受けたときの価格では後にできない場合があるか、これは安くなる場合もあるか、争ひが起ると思ひます。前の場合には、ちやんと収用なり使用なりの裁決を下したときの時価と書いてありますが、この場合に、一年以内に何か請求する、それからまたたたくさんの手続をして事がきまるといふことになるのであります。が、たとえば、結着一年目に請求して、一年前の価格で補償されるということでは、これはせつかく民主的にできている法律の建前からいへば、私は適切じやないと思ひます。今の答えではちよつと満足はできないのでございまして、そういう考へでやられるのでしうか。これは非常に重要な問題であると思ひます。

○岩沢参議院議員 第九十三條は、先ほども申し上げました通りに、新しい規定で、少くとも土地収用をやつたために、関係人以外の者の受ける損失を補償するといふ建前になつております。従つてこの工事を施行したときに、おいて当然発生するものとわれ／＼は予見しております。従つて一年の時日を限つたといふことは、一年くらいまでに起り得る損失補償といふものを当然見込んで、そのときにおいてすべて

の補償をする、こういうことになりまして、お説のように一年後にいつてやつたならばできたものについて、やはり補償すべきものじやないかというの、ごもつとも思ひますけれども、しかしながらどういふ原因によつて——その工事自体によつて発生したものや、あるいはまたその他の原因によつてこれが発生したものや、わからないうようなものが相当あると思ひます。従つて少くともこの九十三條を發動する場合において、その工事の状況なりあるいは性質によつて、一年間すれば発生し得るようなものを予見して、すべてのものを九十三條を發動して補償するといふようなことであります。従つてそのときの工事費といふものは、時価によつてすべて賠償いたしますから、今御心配になります。やうな点は、一年後の問題が一番問題であると思ひます。けれどもこの起業者については、あるいは一年、あるいは二年後までも常にこれによつて受ける損害をやるということについては、非常に限界がわからない。さしあたり一年くらいは適當ではないかといふので、一年後とときめたい次第です。

○瀬戸山委員 今の私の質問はそういう意味じやないものであります。これは一年に限られたといふことは適切だと思ひます。それをいつまでも、あとから起つて来るものをやるということは事実上できません。すでに損害が起つておつて、その請求は一年以内にしなければならぬ、これは当然であります。ただ問題は、その損害のいつの時価をもつて見られるかということでありまして、先ほどは損害が発生したと

きと言われました。それは常識的なことであります。前の收用使用のときには、裁決のときの時価ということになつておる。ところが九十三条の場合の補償は兩者で、先ほど申し上げた通り、ざり／＼一年目に請求した。ところがその後兩者が協議をし、協議が整わなかつたら、さらに裁決を申請する。そうして同じように一年になるか二年になるかわかりませんが、裁決のあつたときに、少くとも一年半もしくは二年前の損害が発生したときの時価でやられたのでは、この補償の意味がなくなりはせぬかというのを私は思ひ上げておるのであつて、それじやこの九十三条について、補償する額の時期をきめられなかつたのはなぜであるか。

○岩沢参議院議員 御心配はごもつてもあります。われ／＼といひましたし、やはり土地收用を發動する場合の裁定のあつたときの時価をもつてこれをやる、こういうふうに考へております。

○瀬戸山委員 非常に皆さんが急いでおられますので、私も急いでやりますが、どうしても疑義のあるところはただしておきたいと思ふ。

九十五条であります。これも補償その他に關係するのであります。要點だけ申し上げます。九十五条の第四項、これは收用または使用上の時期で、今の法律は非常によくできておりますが、替地を供託するということになつておる。替地を供託するというのは私よくわからない。土地を供託するといふ制度は今日まで私は知らなかつた。今度初めて土地を供託するといふ制度をここにつくられたのであります。も

ちろんこれに対しては民法の四百九十五条何かを準用されるようになっておるのであります。土地を供託する制度をひとつ説明していただきたいと思ひます。

○福原衆議院法制局参事 それでは私からお答え申し上げます。御質問の点はきかれておるが、御質問もございします。御質問になつた瀬戸山委員は、その方の専門家であられるので、いささかおぼろしい点もあるものであります。問題は、御説明申し上げたところから、少し打ち砕いて御説明申し上げたいと思ひます。仰せのように、九十五条四項の替地の供託というものは、日本の従来の供託制度からいいますれば、いささか異例のように思ひます。従来の供託と申しますものは、民法の四百九十五条の規定によりまして、この供託というものが相当無制限にできるよに読めるのでございしますが、この民法の規定を受けました供託法というものは、明らかに供託の対象たるものを金銭と、有価証券と、その他これら、あらゆる物品という表現を使つております。従つて現在の供託所、すなわち法務局あるいは地方法務局にありますが、供託局の取扱ひの物品は、それらの三種に限つておるよに思ひます。従つて、従つてこのたびここで替地の供託ができておることにつきましては、これをいかによに解釈するかといへば、この法案全体を通じて、供託といふものがいかによなるものであるかといふことを解釈せざるを得ないかと思ひます。といひますと、その第九十七条の二項にこの供託が民法の四百九十五条と八十二条を準用するところござい

ます。これがこの法律案におきます替地の供託の性質を明示しておるものと読まざるを得ないと思ひます。かやうにいたしますと、ここにいつておるよに替地の供託といふのは、民法でいふゆるる供託でなく、その他の種類のもの、こゝにいわざるを得ないのでございしますが、供託法でないことは土地收用法の対象と申すものでございします。で、これは当然かと思ひます。と、とにかく供託法でございせん。その他の種類の供託である。そうしてこの供託については、九十七条二項でその性質を明記しておる。その性質を明記するといふのは、準用するといふところからそれによするものといふことをいつておるのだ、こゝを思ふのでございします。さらにまた九十七条の二項は、その準用された供託法に準ずる性質の供託といふものが、手続として是非訟事件手続法八十一條ないし八十二條の規定に従つてなされるという、手続についての規定をも掲げておる。こゝを見るを得ないと思ひます。従つてこの場合の替地の供託といふものは、従来の例に乏しいかもしれせんが、この法案の上から見ますならば、十分その点を考慮しながら、その性質を説き、さらにまた手続まで規定しておるといふことがいえるかと存じます。さうでございします。で、この替地の供託につきましては、碎いて申しますと、供託所の指定とか、あるいは供託物保管者の選任を地方裁判所がいたしまして、その地方裁判所が選任するとかその他の規定がそれ／＼発動されて来る、こゝを考へておられます。

○瀬戸山委員 今の問題は日本の法制史上初めてここにきて来たものであります。裁判所や法務委員会はどういうふうにか考へておるかわかりませんが、突然土地收用法に土地の供託をするといふことがひよこつと出て来ております。で、日本の法制からいいますと、これは画期的なものだと思ひますが、今の御説明でうま／＼行くのであります。ようから、これ以上は追究いたしません。ただもう一つ、これは昨日からも問題になつておりますが、先ほど提案者から、土地調整委員会から非常に強い要望があつたからこれを挿入したといふ御答弁でありましたが、土地調整委員会の設置法の規定を見ますと、この土地收用について建設大臣が土地調整委員会に意見をあらわすといふこととが二箇所ほどありますが、きわめて私は不自然なことだと思ひます。それはきのうからも村瀬委員その他から非常な議論がありましたが、先ほどの御答弁を聞いておりました、土地調整委員会から強い要望があつたからかやうにいたしたと言われますが、要望すれば何でもいれてやるといふのは、けつてこうであります。大体土地調整委員会は、私が説明するまでもなく、これは鉱業または採石業、これについての土地の調整をするのが、主たる目的であります。同法の第三条から第四条にちやんと事務及び権限が書いてあります。詳しく申し上げますが、一、法律をつくるときには、そう簡単にや

つては私は困ると思つております。大体第三条には、「委員会は、鉱業又は採石業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、左に掲げる事務をつかさどる。一、鉱区禁止地域の指定に關すること。二、鉱業権又は採石権の設定等に關する異議の裁定に關すること。三、鉱業又は採石業のための土地の使用又は收用に關する異議の裁定に關すること。」これだけが土地收用委員会の事務になるわけでありまして、それから第四条に権限が書いてあります。十五項目にわかれておる。が、土地調整委員会から申出があつたといふことは、権限をひとつふやそうといふことの考へ方から出て来たと思ひますが、その根拠は、第四条の十五号の「前各号に掲げるものの外、法律（これに基き命令を含む。）に基き委員会に属せられた権限」これだけが一つの根拠になつておると思ひます。従つて今度は土地收用法で、幸ひにして諮問機關としての権限が与えられたから、初めて調整委員会がこれにタッチするといふ關係になるのであります。初めからさういふ権限は一つも土地調整委員会設置法には出ておらない。それが今度は向うから頼まれたさうでありまして、土地收用法によつて、初めてこの権限が与えられておる。これでは逆なのです。全然向うに権限がないのに、これで与えられておる。しかも各種の機關が、先ほど申し上げましたよに、いろ／＼複雑な手続を経て、收用、使用をする。建設大臣が最後の決定をする。それに対して全然無關係の調整委員会に、あらかじめ意見を聞かなければならない。その調整委員会の意見が最後の決定権があるかどうか、といふことを、昨日村瀬委員が非常に論議された。それに対しては明確な答弁が出ておりません。意見を聞くのだから、常識的に判断すれば、そのくらい

のものであるならば、何も関係のない委員会に過ぎないと思ふ必要は全然ないと思ふ。少くとも建設大臣については、訴訟のところで非常に問題になつておられますが、最後決定をする建設大臣が、ほんとうにぎり／＼のところに来て、無関係な調整委員会の意見を聞くなどということは、行政の簡素化を必要とする際において、実にこのけい千万だと思ふ。しかしここでかように急いでおられる委員会では、修正するなどということは夢にも考えられませんが、こういう法律をつくられるときには、こういうことを初めから整理してかかるべきものである。いふところでは、この土地収用法を非常に複雑にする。この土地収用法全般から見ても、事務が非常に複雑になつておると思ふ。いわゆる私権を尊重することは当然でありますけれども、そのために事務が非常に複雑になる。さらにそのようなものを持つて来て、一枚それに加えるというふうな状況になる。これはきのうから調整委員会について問題になつておるのも当然であると思ふ。これに対して、願まれたからやられたという答弁がありましたから、私はこれに対してお答えをいたさなければなりません。たださつき第三条において全部網羅したと言われたけれども、はずれておるものがたくさんある。鉱業法でも同じであります。鉱業法の百七条には、いわゆる土地の収用、使用についての規定がある。そこで私は最後に一点、これは提案者でもよろしいのであります。政府当局にどういふお考えでいらっしゃるかというのを伺つておきたいと思ふ。鉱業法でも、その他の土地

改良法でも、放送法でも、全部明治三十三年の現行の土地収用法を適用したり、準用したりしております。先ほども施行期日はどのくらいになるかという点に対して、大体六箇月ないし九箇月以内にやりたい。それまでにはこの関係法規を全部整理してこの法律に合うようにしなければ、とてもちぐはぐになるのであります。この点はどういうふうな考え方でおられるか。

○江政府委員 前段のお尋ねの点に關しましては、先ほど提案者から御説明がございましたので、省略させていただきます。たださつき、収用法を準用して他の法規との関係であります。これにつきましても、収用法施行法という一つの法律を出して、御審議をお願いしておるわけでありまして、そういうふうな経過の問題、あるいは他の法律との関係等については、それ／＼この施行法案の中に規定をいたしまして、整理することにしたのであります。鉱業法等につきましても、その一部改正を施行法案の二十三条にうたつておるような次第であります。

○内海委員長代理 お諮りいたします。これにて質疑を終了いたします。御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○内海委員長代理 御異議なしと認めます。よつて質疑は終了いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告があります。池田雄雄君。

○池田(憲)委員 共産党を代表して、簡単に反対の意見を述べさせていただきます。この土地収用法案は、旧法を民主的にしたという提案理由の説明であります。が、實際は民主的な偽装をしただけ

でありまして、何ら旧法とかわらない法律であります。それは私が提案者に質問したところによりまして、たとえば補償の方法等におきましても、農地の価格を賃賃価格の四十八倍という政府委員の説明では、まったく安いのであつて、一反歩七百円くらいで土地を収用するのであります。こういうことでは旧法と何ら異なるないのであります。収用委員会というのも、七人あるが、三人で決定することができ。しかも県知事がこれらをつかて、都道府県会の承認がなくても、任命することが場合によつてはできる。こういうふうなまづ民主主義にしたといふのは偽装でありまして、本質においては、旧法とまったく異なるところがない法律であるといふふうに考えますので、絶対反対をいたす次第であります。

○内海委員長代理 これにて討論を終局いたすに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○内海委員長代理 御異議なしと認めます。よつて討論は終局いたしました。

これより両法案を一括して採決いたします。両法案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○内海委員長代理 起立多数。よつて両法案は原案の通り可決いたしました。

お諮りいたします。両案に関する報告書の作成並びに手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○内海委員長代理 なければさうに

とりはからいます。

今会期中の本委員会の審議はこれにて全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

〔参照〕

土地収用法案(参議院提出)に関する報告書

土地収用法施行法案(参議院提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年六月十六日印刷

昭和二十六年六月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所